

# 固定ブロードバンド市場における 公正競争環境の整備について

平成21年4月14日  
総務省総合通信基盤局  
料金サービス課

- モバイル市場では、携帯電話契約が1億件を突破し、ビジネス展開上・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、固定ブロードバンド市場では、08年度第一四半期に、FTTHとDSLの契約数が逆転し、FTTHが名実ともに主役の地位に躍り出ている。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する形態の事業展開も活発化し、これらは、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待されている。
- 本件は、このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うものである。

## I. モバイル市場の公正競争環境の整備

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証
  - (1)規制根拠・規制内容の検証
  - (2)標準的接続箇所やアンバンドルの考え方
  - (3)接続料原価算定の考え方(適正な原価等)
  - (4)接続料算定と規制会計の関係
2. ネットワークインフラの利活用
  - (1)鉄塔等の設備共用ルールについて
  - (2)ローミングの制度化について



## II. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

1. FTTxサービス
  - (1)FTTHサービスの屋内配線
  - (2)ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)
2. DSLサービス
  - (1)電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み
  - (2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)
3. ネットワークインフラの利活用
  - (1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置
  - (2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示



## III. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1. 通信プラットフォーム機能のオープン化
  - (1)移動網の通信プラットフォーム機能
  - (2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能
2. 紛争処理機能の強化等
  - (1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化  
(電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている者に係る紛争事案の扱い)
  - (2)当該者に関し電気通信事業法上検討すべき課題



## IV. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

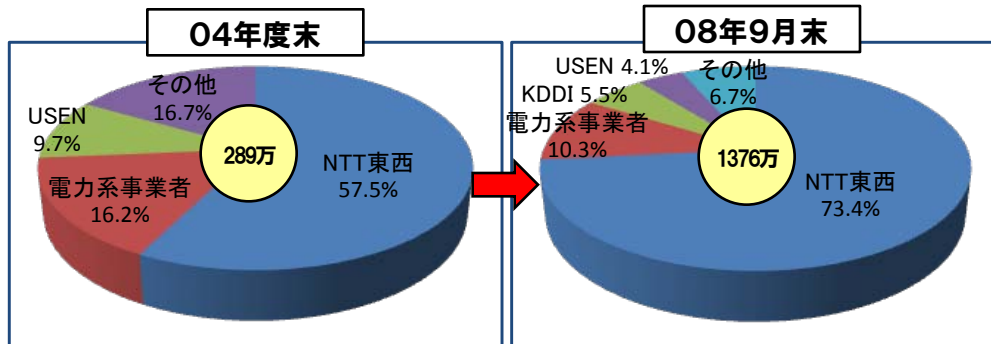
1. 接続料算定上の課題
  - (1)逆ざや問題
  - (2)ビル&キープ方式
2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方
  - (1)今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点
  - (2)現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後見直しが必要と考えられる事項

# 固定ブロードバンド市場について

■07年3月付情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」に基づき、屋内配線等の個別ルールについて検証するとともに、競争セーフガード制度の運用の中で、第一種指定電気通信設備制度の指定対象・アンバンドル対象等の検証を実施。

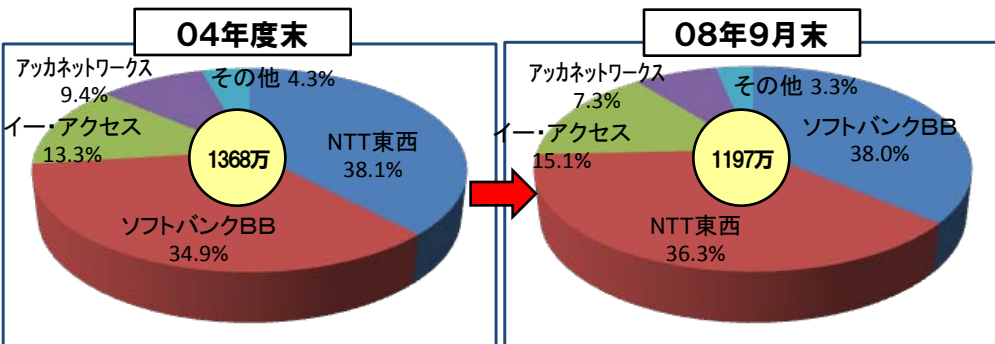
## 事業者別契約数シェアの推移

### ■FTTH市場



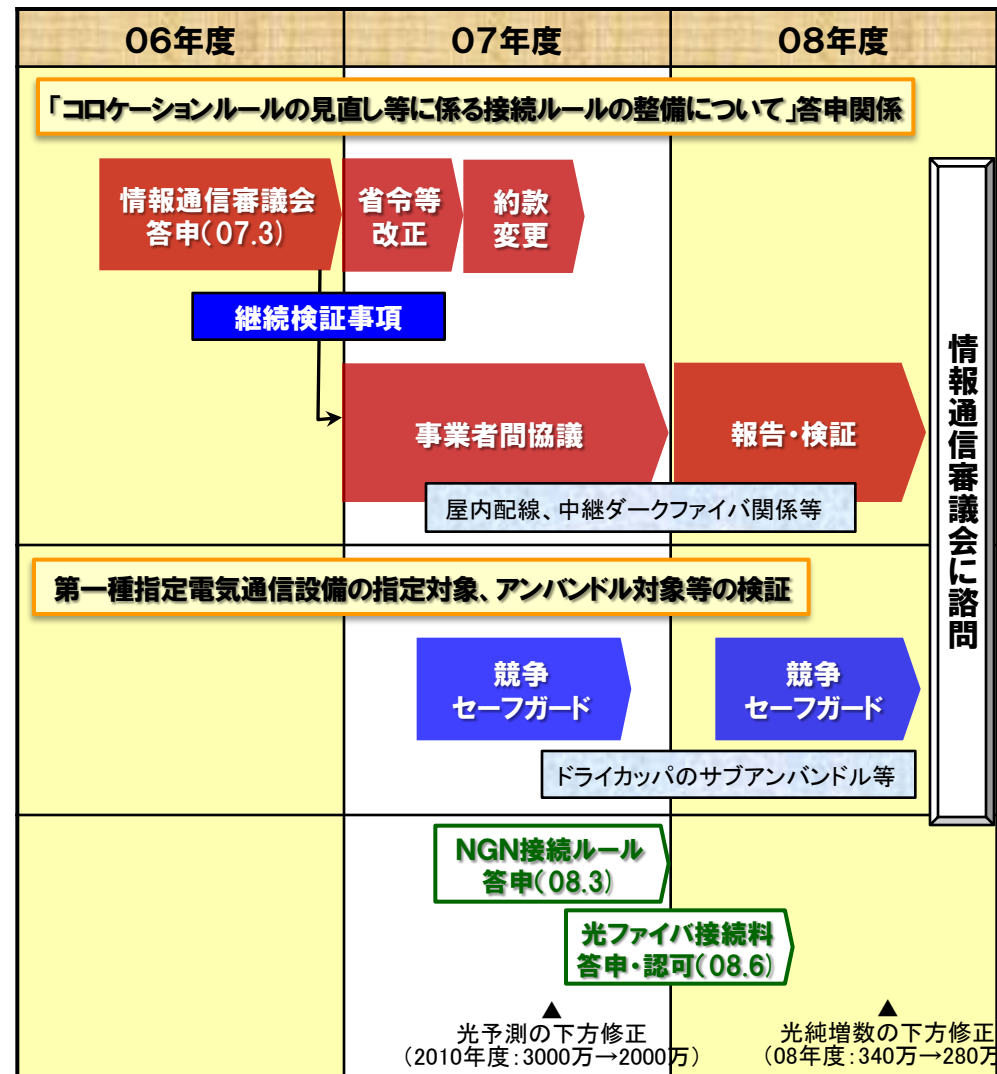
> 市場は拡大傾向。NTT東西のシェアも拡大傾向だが、需要予測は下方修正

### ■ADSL市場



> 市場は縮小傾向だが、縮小幅は減少気味。ソフトバンクBBが首位に

## 最近の接続ルールに関する取組状況



# ①FTTHの屋内配線（法的位置付け等）

①戸建向けの屋内配線の工事については、接続事業者の要望に応じ、NTT東西が、引込線（屋外配線）と一体的に実施する場合も生じてきている。この場合、屋内配線に係る条件はビジネススペースで決定されており、屋内配線の利用料や工事費はユーザ約款と同じ料金が適用され、無効派遣費用も適用されている状況にある。

従来は、利用者宅の外壁にキャビネットボックスを設置して引込線と屋内配線を物理的に区別する形態で工事を行っていたが、最近、外壁にキャビネットボックスを設置せずに、引込線から「引き通し」形態で屋内配線を敷設する工事形態が出現している。このように、屋外の引込線の延長線的に屋内配線が敷設される中で、接続事業者からは、屋内配線の法的位置付けや料金水準に問題があるとの意見が示されている。このような状況を踏まえ、

ア **屋内配線の法的位置付けについてどのように考えるか。**すなわち、**i)「引き通し」形態の場合、ii)外壁にキャビネットボックスを設置して引込線と屋内配線を物理的に区別する場合、それぞれの工事形態における屋内配線は、第一種指定電気通信設備に該当すると考えられるか。**

イまた、アで**屋内配線が第一種指定電気通信設備に該当しない場合であっても、屋内配線の利用料や工事費、無効派遣費用について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項（法第33条第4項第1号ホ）としてルール化することについてどのように考えるか。**

ウ その他、屋内配線工事について検討すべき事項はあるか。

## 各事業者の意見

一種指定設備としてルール化。時間がかかるなら、コロケールと同様の取扱いも一案

■NTT東西の屋内配線については、**第一種指定電気通信設備としてルール化することが最もシンプルで分かりやすい制度**となると考えている。**ただし、指定化の整理に時間がかかるようであれば、まずはルール化を優先し、当面は、現状のコロケーションスペースの扱いと同様に、接続約款にその取扱いを規定することも一案**（KDDI）

誰でも設置可能であり、一種指定設備に指定したり、料金規制をするのは不適当

■屋内配線には、以下の観点から、**ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しない**と考える。

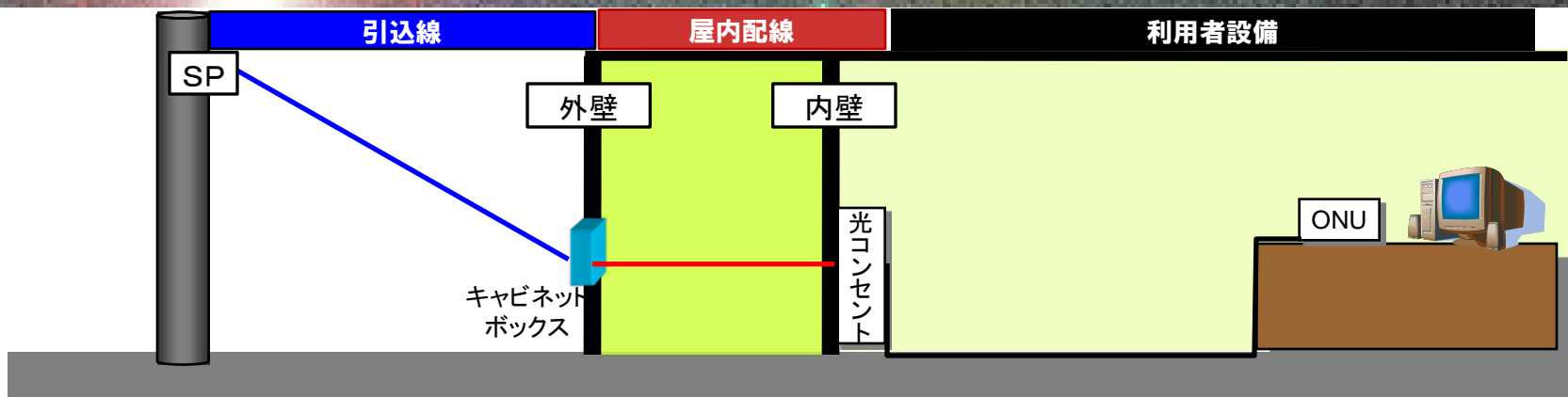
- ①屋内配線は、**お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備**
- ②現に、FTTHサービス等で利用されている**屋内配線には、**メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル等**多様な形態があるほか、その設置主体も、**お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、CATV事業者等、**様々**
- ③また、**屋内配線の設置工事は、**工事担任者の資格があれば、**誰でも実施可能**であり、**現に多数の工事会社がある。実際、当社**がお客様から依頼された屋内配線工事**も工事会社に委託して実施**しており、**他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施**

なお、「**引き通し工法**」と「**キャビネットボックスを設置する工法**」については、お客様宅の状況等を勘案し、**現地での判断により何れかが選択されているに過ぎず、**屋内配線の**法的位置づけ等がこのような工法の種類によって左右されるべきではない。**

上述のとおり、屋内配線は誰もが自由に設置できる設備であることから、これを接続約款化し、当社に設置工事を義務づけたり、料金を規制することは、過剰な規制（NTT東西）

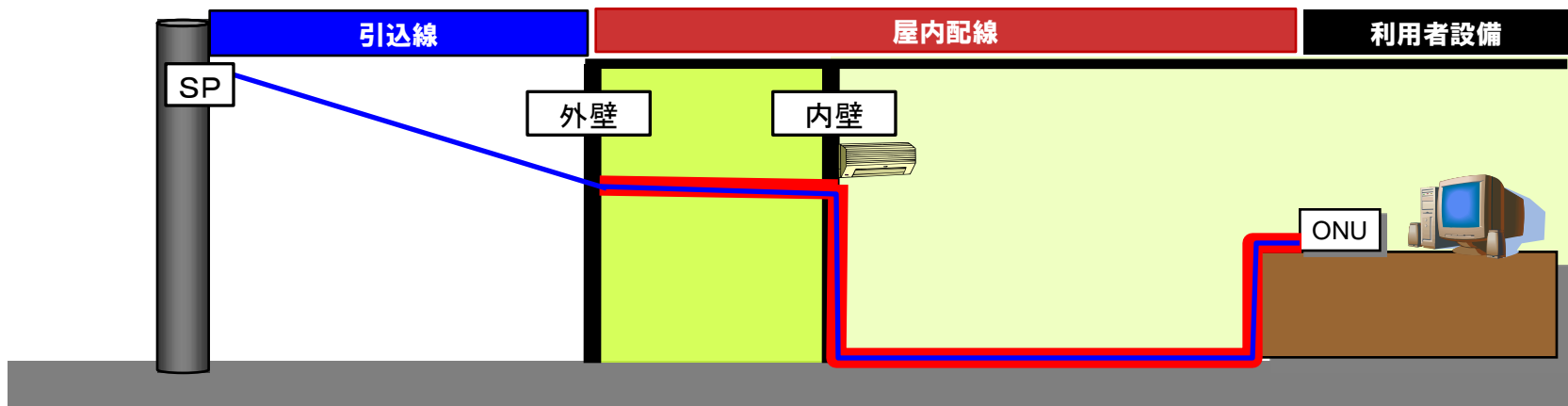
# 屋内配線の設置形態(戸建て)

## 「キャビネットボックス設置」形態



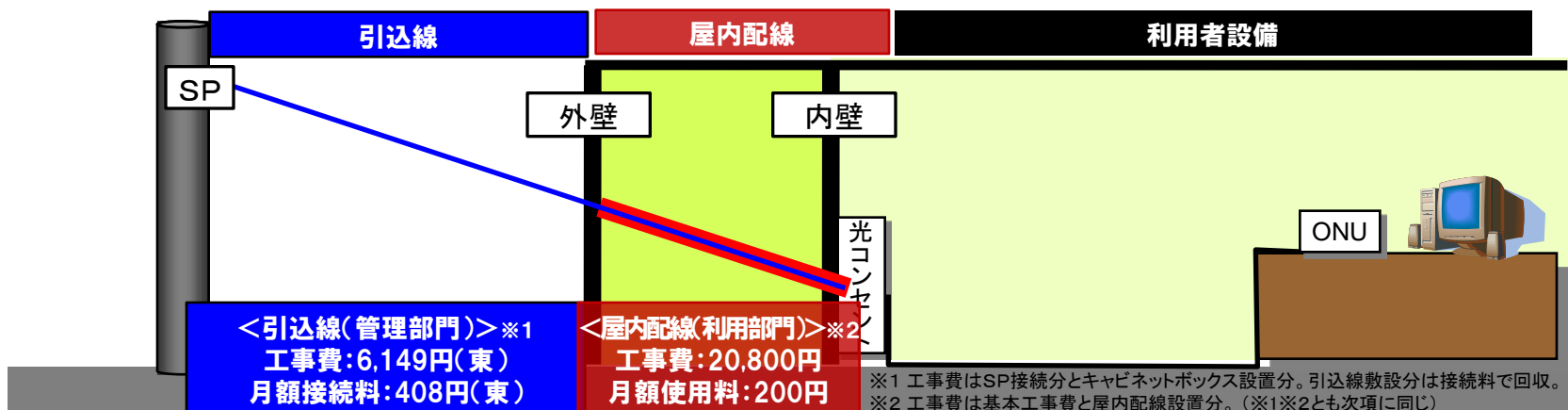
## 「引き通し」形態①

(引き通し+  
ONU直結)

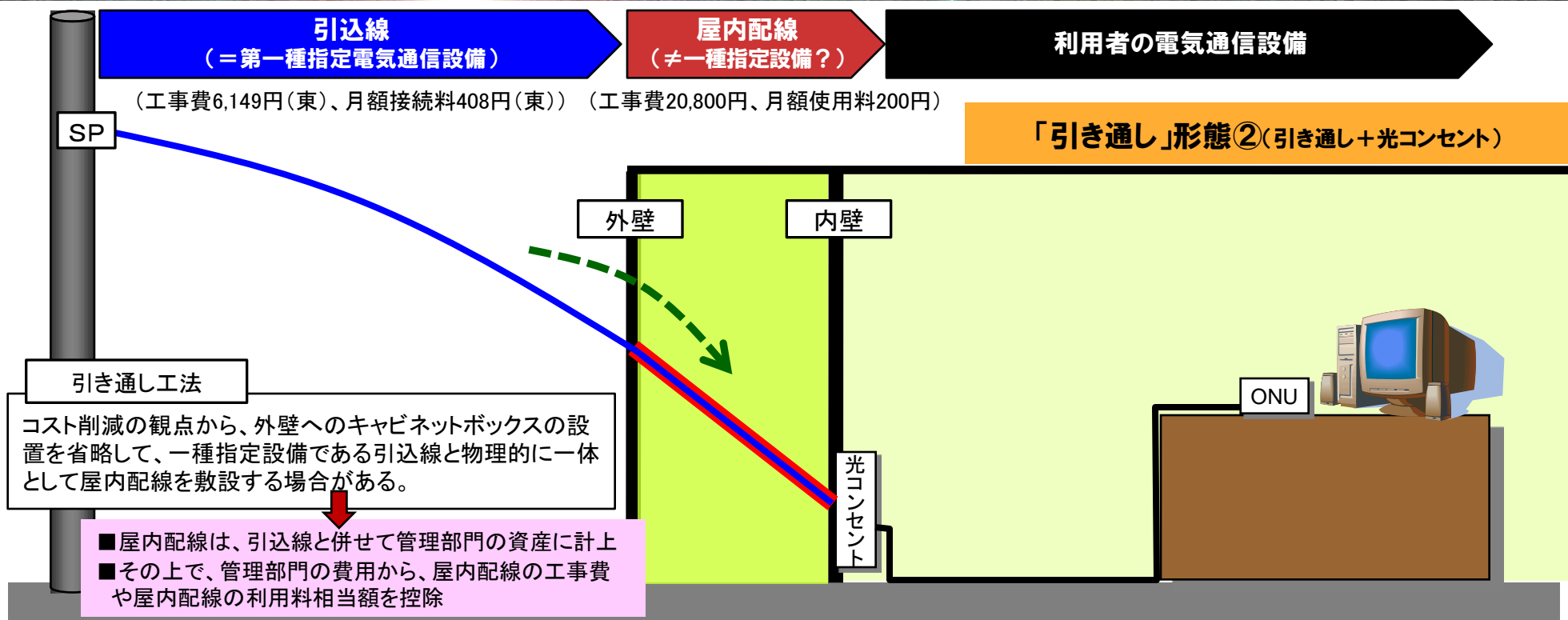


## 「引き通し」形態②

(引き通し+  
光コンセント)



# 屋内配線の法的位置付けについて(戸建て)



第一種指定電気通信設備  
に係る規定のうち、  
アクセス回線に係るもの

- 指定告示(平成13年総務省告示第243号)
  - 一 **固定端末系伝送路設備**(加入者側終端装置…を含む。)

その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備(事業法施行規則 § 14①イ)

■ 屋内配線工事のルール化について、以下の点等を踏まえ、どのように考えるか。

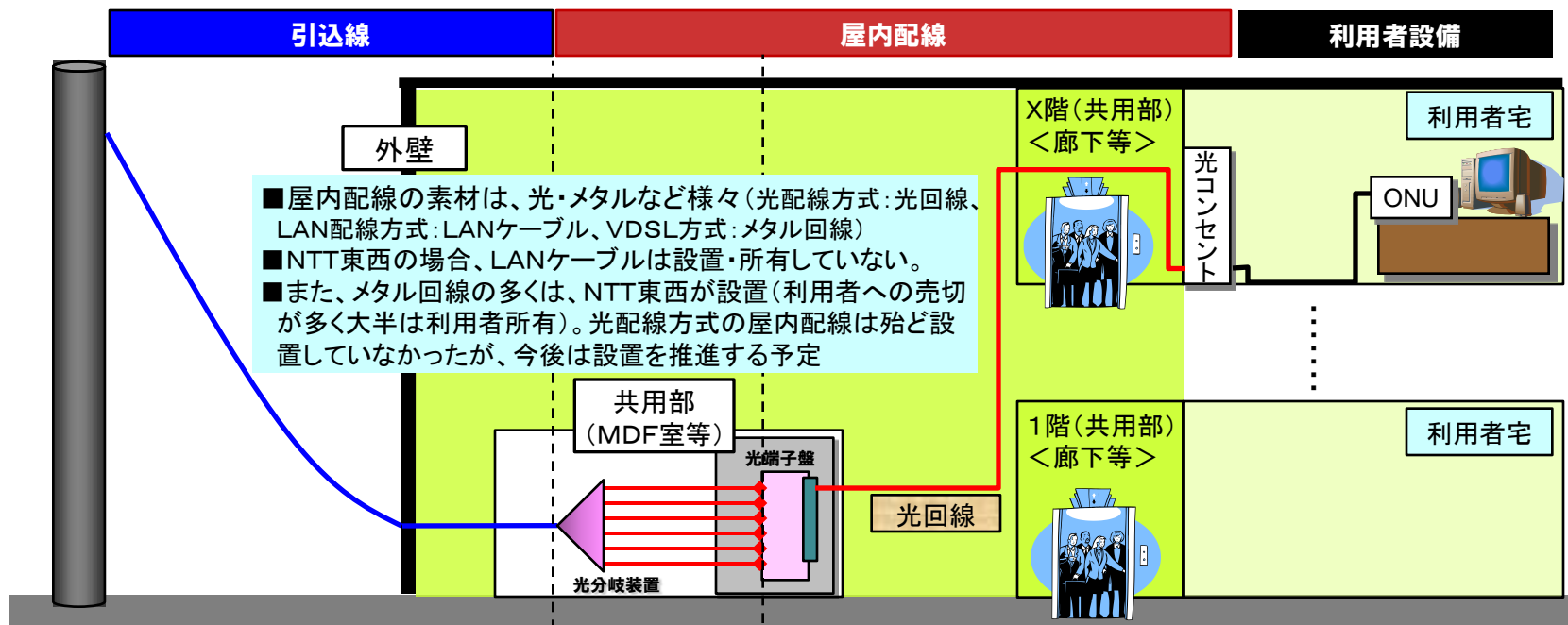
- ① NTT東西からは、屋内配線は、1)利用者宅内に誰もが自由に設置できる設備であり、2)その設置工事も、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能。NTT東西も工事会社に委託して実施しており、他事業者も同様に実施可能かつ現に実施している、3)工事現場の施工者判断によって採否が決まる工法次第で回線の法的位置付けが左右されるべきではないとの意見が示されていること
- ② 他方、1)外壁の内外で回線の法的位置付けが異なることの合理性(指定告示との関係)が問題となること、2)接続事業者は、NTT東西と異なり、引込線と屋内配線で計2回工事が必要となること(接続事業者の要望があれば、NTT東西は1回の工事にもビジネススペースで対応)、3)第一種指定電気通信設備(NTT東西の設備)である引込線と一体となった屋内配線は、誰でも自由に設置可能と言えないこと

引込線

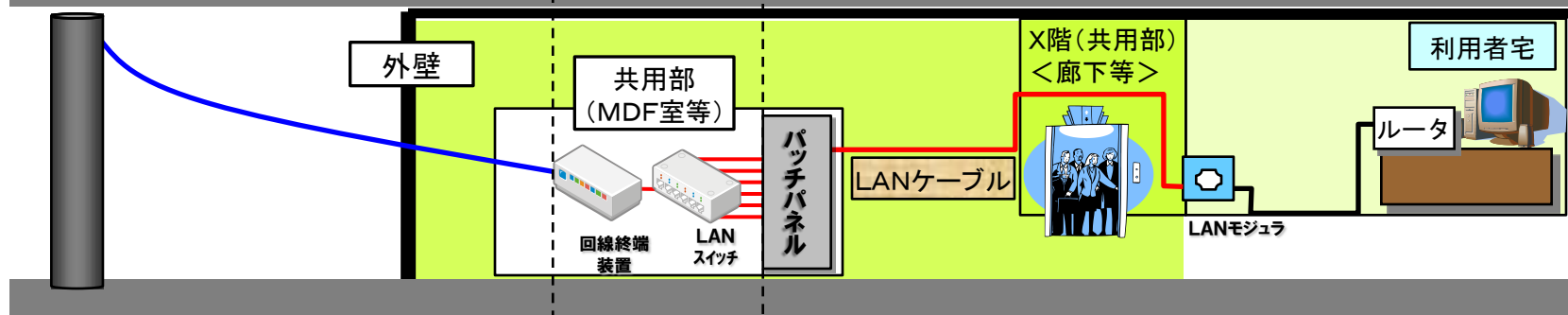
屋内配線

利用者設備

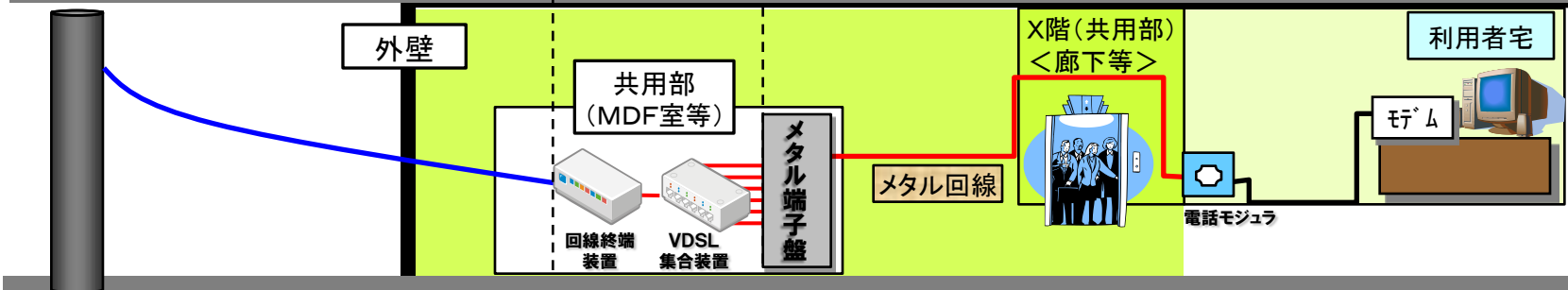
## 光配線方式



## LAN配線方式



## VDSL方式



②利用者が契約事業者を変更する場合に、一の事業者が敷設した屋内配線を転用できないと、既設屋内配線の撤去・新規屋内配線の敷設が必要となる。このことは、利用者負担を生じさせるとともに、既存事業者による顧客のロックイン効果を生み出すこととなっており、接続事業者からは、屋内配線の転用ルールの整備を求める意見が示されている。このような状況を踏まえ、

ア **屋内配線の転用ルールの整備についてどのように考えるか。** i) 戸建向けの場合、ii) マンション向けの場合のそれぞれについてどうか。

イ **仮にルール整備が必要な場合、ルール化が必要な事項は何か。** また、**ルール化に向けた課題としてどのようなことが考えられるか。**

ウ FTTH契約の変更は、NTT東西から競争事業者への変更だけでなく、競争事業者からNTT東西への変更の場合も存在する。このため、後者は、前者よりもその数は少ないと考えられるものの、**転用ルールは、NTT東西だけでなく、競争事業者も含めて整備することが必要と考えられるが、この点についてどのように考えるか。**

エ その他、屋内配線の転用ルールについて検討すべき事項はあるか。

## 各事業者の意見

### ①転用ルールの整備

#### 転用ルールを定めることが必要

- **まずは、事業者資産の屋内配線について、早期に転用ルール**を定め、接続約款に条件を規定することが適当
- **利用者利便の向上、二重投資による国民的不経済の回避、公正競争の促進、光ファイバの普及拡大の観点**から、ルール化が必要と考えている(KDDI)

#### 屋内配線の利活用に向けた事業者間の意識合わせから始めることが必要

- **屋内配線は**、利用者の了承をいただいて、利用者宅内に設置する設備であるため、**基本的には利用者の指示に従って対応せざるを得ず、利用者の意向を踏まえず事業者間のみで屋内配線の利活用に係るルール化を行っても実行上難しい面**があることから、まずは利活用に向けた事業者相互間の意識合わせを行うことから始める必要がある(NTT東西)

### ②ルール化が必要な事項・課題

#### 工事方法、手続、料金等のルール化が必要

- 利用の形態ごとに、工事方法や事業者間申込方法等の手続、料金、権利の帰属(転用後の所有権の扱い)等を転用ルールとして定めることが必要(KDDI)

#### 事業者間での技術や仕様の差異が想定。残置配線の情報管理も問題

- 屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル等、多様な形態があり、利用者が廃止し、あるいは新たに申し込むサービスの種類や事業者によっても、採用されている技術や設備仕様が様々であると想定される
- 屋内配線の再利用に際し、利用者から設置場所の変更等の要望がある場合は、残置配線を撤去し屋内配線を新設する必要があるため、結果として残置配線の再利用が困難となるケースがある(NTT東西)

#### 解決が極めて困難な課題が残っているわけではない

- 戸建ての場合は、外壁から室内への引込箇所の処理方法(キャビネットの設置、余長を残した旧事業者の屋内配線の残置等)の整理が必要となるが、解決が極めて困難な課題が残っているわけではない(KDDI)

- 利用者宅の残置配線は利用者が事業者の了解を得ずに利用又は廃棄する可能性があり、その情報管理は極めて難しい。この点の解決も考慮に入れるべき(STNet)



## ②戸建てとマンションの転用ルールの容易度・困難度

## マンションの方が転用が容易

- 純粹に工法・運用方法等のみを考えれば、マンションの方が戸建てよりも転用が容易と考えている。
- **マンションの場合、共用部分/MDF室等に屋内配線の始(終)点となる光パッチパネルを設け、この光パッチパネルのポートを各住戸に割り当てれば、ポート単位で旧事業者の引込線から新事業者の引込線に繋ぎ替えるだけで、住戸単位の屋内配線転用が可能**となる。
- **戸建ての場合は、外壁から室内への引込箇所の処理方法** (キャビネットの設置、余長を残した旧事業者の屋内配線の残置等) **の整理が必要となるが、解決が極めて困難な課題が残っているわけではない。**
- また、**マンション・戸建てのいずれの場合も、NTT東西が指摘したとおり、光コンセント等について事業者間で意識合わせが必要。**なお、当社では、既に光コンセント化を推進しており、汎用性のある接続アダプタ(SC)・アウトレット等を採用(KDDI)

## マンションの方が転用が困難

- **戸建て住宅については、光コンセント化を推進し、光屋内配線を再利用できるようにしていく考えであるが、現時点では、既設の光屋内配線は、他事業者を含めて、再利用したくてもできない仕様・工法のものが多く、まずは再利用できるような仕様・工法(光コンセント化)にしていけることが必要**
- マンションについては、今後、光屋内配線の敷設を推進していくこととしているが、**現時点、大半のマンションでは光屋内配線は敷設されておらず、メタル屋内配線が敷設されている状況。**また、マンションの場合、光・メタルを問わず、屋内配線の敷設主体も、マンションオーナーやマンション管理組合、自営業者、CATV事業者、電気通信事業者等、区々であり、**戸建て住宅よりも多くの関係者が関わっているため、光屋内配線の転用についても、より難しい課題がある**と考える(NTT東西)

## ③競争事業者も含めた屋内配線の転用ルール

## 互いに屋内配線を転用できるように接続約款に定められることが望ましい

- NTT東西と接続事業者とが互いに屋内配線を転用できるよう、双務的条件として接続約款に定められることが望ましく、当社の屋内配線もNTT東西に転用してもよいと考えている(KDDI)

## 他事業者も、空きがある場合は、同様に貸し出してもらいたい

- レアケースであるが、大規模マンション等に当社が設置した屋内配線があり、それに空きがある場合は、当社は当該光屋内配線を貸し出すことにしているため、他事業者も、同様の場合には、当社に貸し出してもらいたい(NTT東)

## ④屋外配線(引込線)の転用ルール

## 屋外配線(引込線)の転用が望ましいが、屋内配線以上に課題が多い

- 屋外の回線も含めた転用を行った方がユーザにとってもメリットがあると考えられるが、屋外での切替転用については、事業者毎の工法の問題や切替ポイントの差異に伴うケーブル長の不足等の課題が存在。また、屋外ケーブルが地中化された場合についても整理が必要(KDDI)

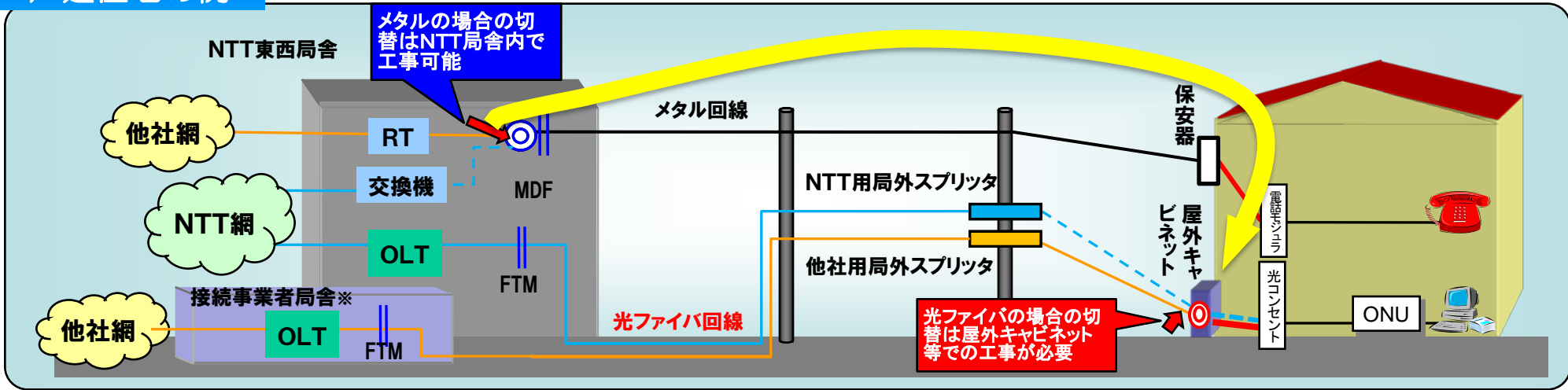
- 屋外の光引込線も事業者間転用できることが望ましいと考えるが、屋内配線と同様の課題があるほか、例えば、他事業者と当社のクロージャーマスは異なる電柱に設置されている等物理的に離れている場合が多いため、既設の光引込線が短い場合には転用できない等の課題もあり、屋内配線の転用以上に難しい課題も多い(NTT東)

# 屋内配線の転用ポイントの変化について

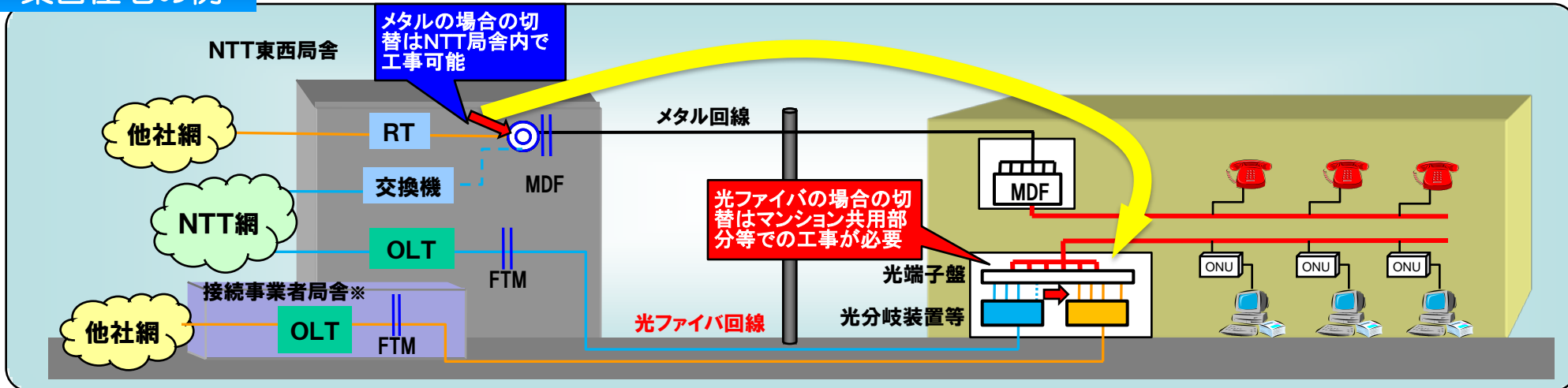
## 1. FTTxサービス

■ 接続事業者のドライカップ電話に加入する際などに、NTT東西のメタル回線を転用する場合は、NTT東西局舎内の工事のみで可能であったが、光ファイバ回線を転用する場合には、屋外キャビネットボックスやマンション共用部など利用者宅等における工事が必要となる。

### 戸建住宅の例



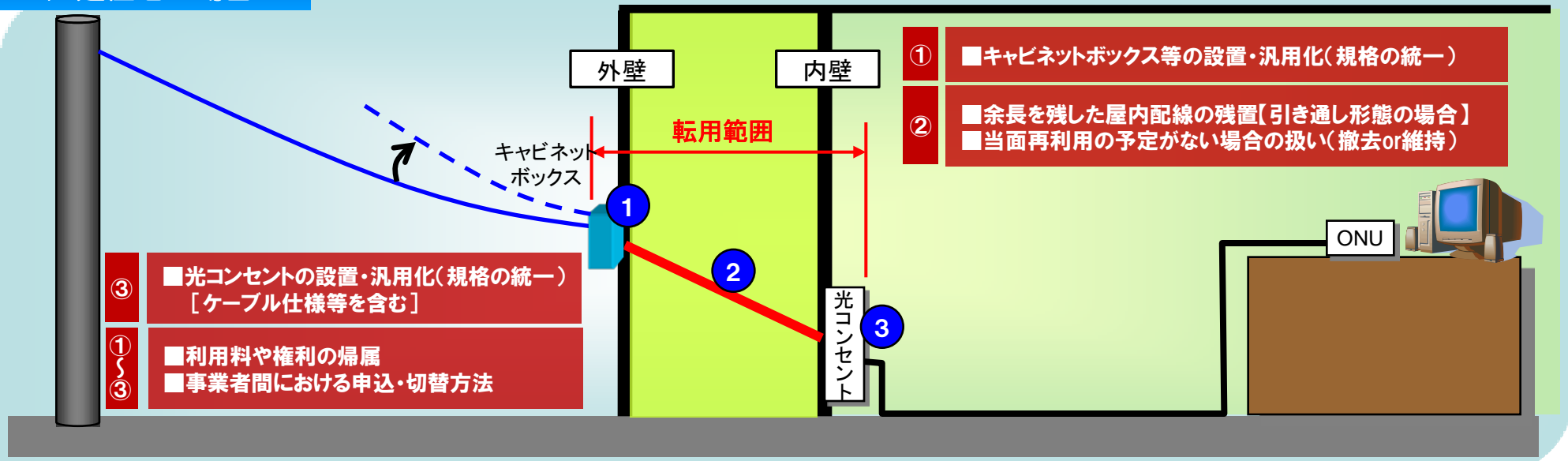
### 集合住宅の例



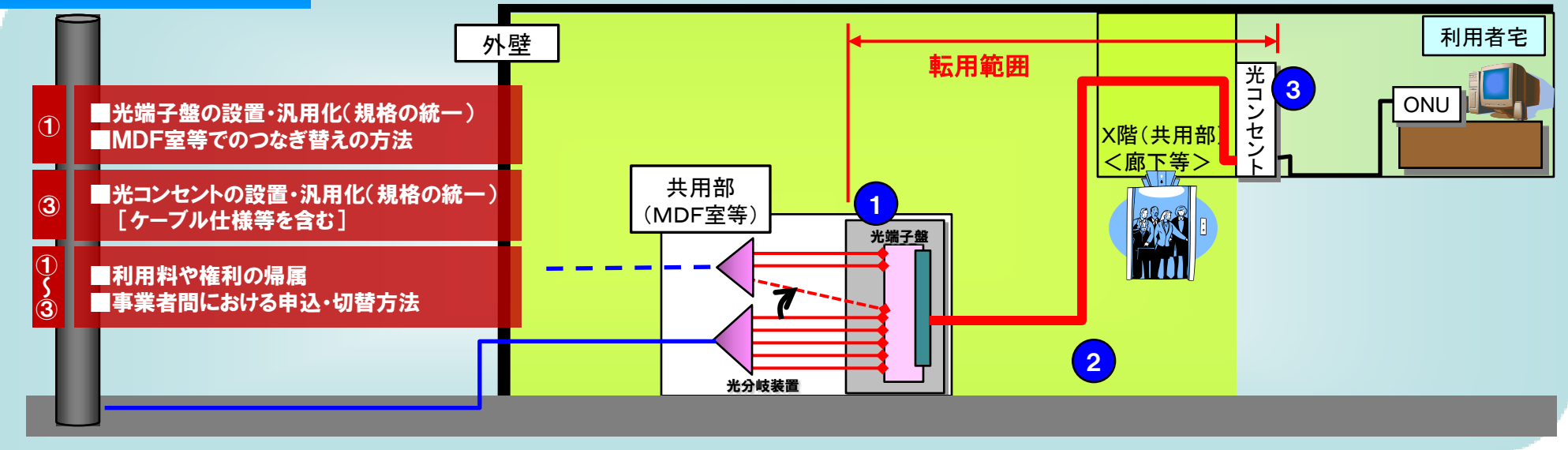
※ 接続事業者における光ファイバ回線は、NTT東西局舎に收容される(NTT東西の加入ダークを利用する)場合もあり。

# 1. FTTxサービス 屋内配線の転用に際しルール化の検討対象と考えられる事項

## 戸建住宅の場合



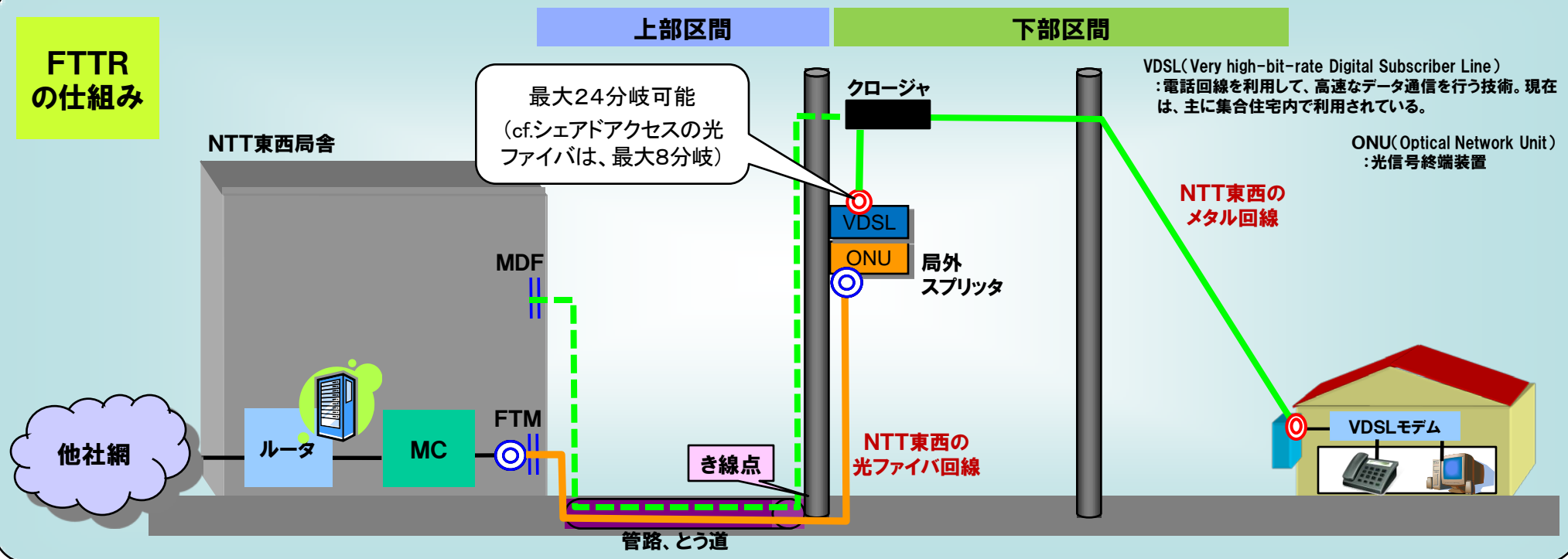
## 集合住宅の場合



■FTTR (Fiber To The Remote Terminal) サービスは、上部区間は光ファイバ回線、下部区間はメタル回線を用いて提供するもの。

■メタル回線について、上部区間はサービス提供に基本的に用いないことから、下部区間のみをアンバンドルしたドライカットパ接続料の設定(ドライカットパのサブアンバンドル)が要望されている。

### FTTR の仕組み



### ■ドライカットパのサブアンバンドルに係る課題

#### 上部区間の 転用の問題

■サブアンバンドルしたメタル回線の上部区間が、他に転用できなくなるとのNTT東西の指摘について、メタル回線の芯線利用率が低下傾向にある中で、ドライカットパ接続料に与える影響等を踏まえ、どのように考えるか。

#### 下部区間の 保守の問題

■サブアンバンドルしたメタル回線の下部区間の保守のためには、上部区間が必要とのNTT東西の指摘について、どのように考えるか。仮に上部区間が保守に必須の場合、保守に限定した上部区間の利用について費用負担の問題をどのように考えるか。

# ②ドライカツパのサブアンバンドル

■FTTRサービス(電話非重畳型)を提供するためには、接続事業者は、メタル回線(ドライカツパ)と光ファイバ回線(ダークファイバ)の二種類のメニューを利用する必要があるが、接続事業者からは、上部区間では、サービス提供上メタル回線は利用しないので、下部区間に限定したメタル回線メニューの設定(ドライカツパのサブアンバンドル)を求める意見が示されているところである。

①当該アンバンドルの要否について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

ア NTT東西からは、下部区間に限定したドライカツパ接続料を設定した場合、当該メタル回線の上部区間が他に転用できなくなる点が問題として示されている。  
この点について、メタル回線の芯線利用率が低下傾向にある中で、ドライカツパ接続料に与える影響等を踏まえ、どのように考えるか。

イ また、NTT東西は、下部区間のメタル回線の保守のためには、上部区間が必要であると主張しているが、この点についてどのように考えるか。他に工夫をする余地はないか。

ウ 仮に上部区間が保守に必須の場合、保守に限定した上部区間の利用について費用負担の問題をどのように考えるか。

②その他、ドライカツパのサブアンバンドルについて検討すべき事項はあるか。

## 各事業者の意見

### ①上部区間の転用問題

メタル回線の新規需要を創出し、ドライカツパ接続料の上昇傾向の緩和が期待

■サブアンバンドルの実現がドライカツパ接続料に与える影響については、FTTRサービスが既存のドライカツパからの切替需要以上に、メタル回線の新たな需要創出に資するものであることを考慮すると、むしろメタル回線の芯線利用率向上に寄与し、ドライカツパ接続料の上昇傾向を緩和する効果が期待(SB)

### ②下部区間の保守の問題

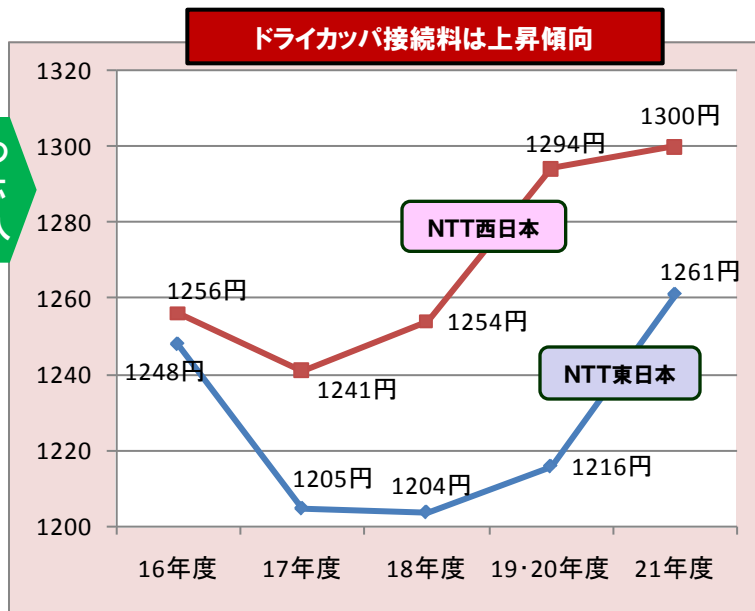
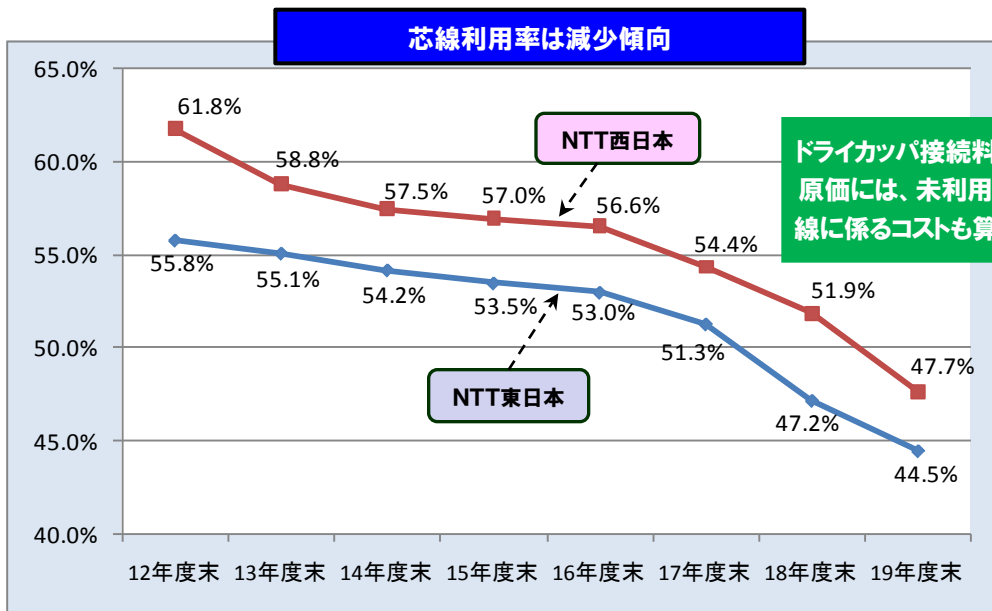
上部区間は保守対応時の一時利用。保守費は現行約款の準用が黎明期の暫定案

■FTTRサービスの保守は、NTT東西が常時監視するのではなく、まずは接続事業者が障害等の検知、障害箇所等の特定を行った上で、NTT東西の役務区間の障害等と判断された場合のみ、保守対応を依頼し、NTT東西が上部区間を利用して保守を行う整理となっている。したがって、ドライカツパの上部区間は、保守対応時の一時的利用にとどまるため、その保守にかかる費用負担は、現行接続約款や利用者向け契約約款(DSL故障対応機能、配線設備専用料等)を準用する案が、黎明期の暫定案として考えられる(SB)

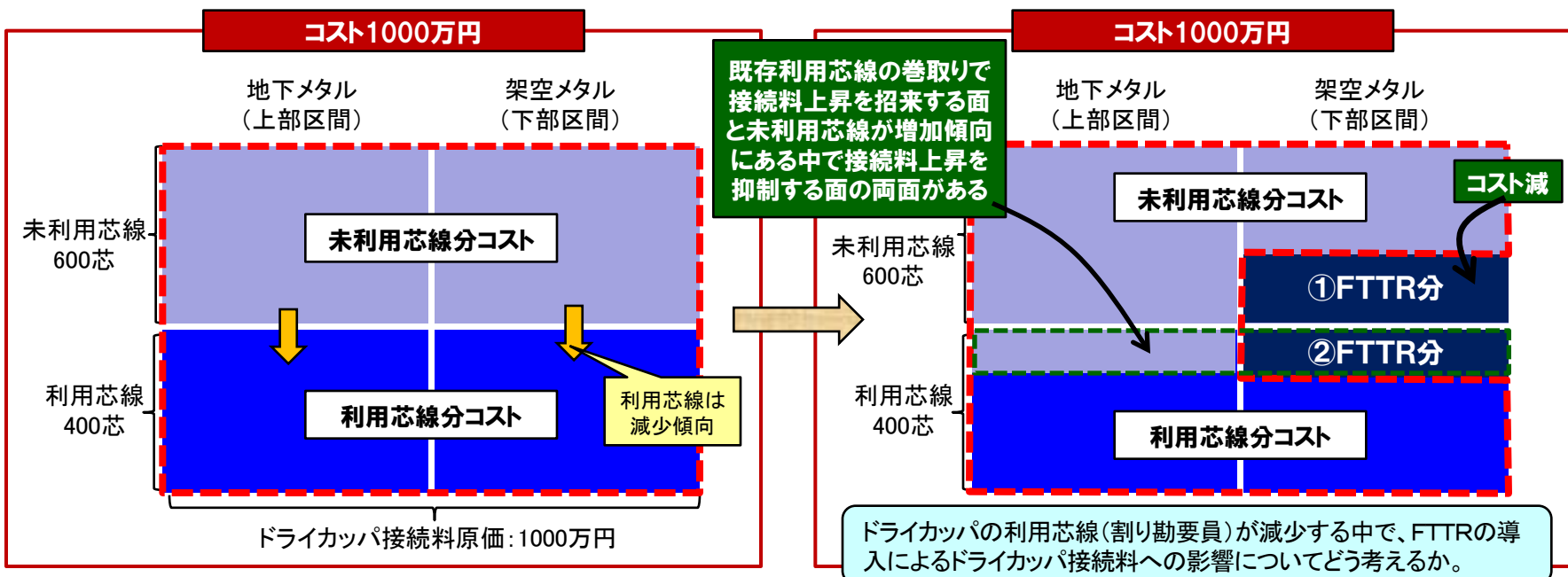
保守のみの利用に限定しても、上部区間は現に利用されておりコストは発生

■加入メタル回線は、局舎から利用者宅までを一体のものとして、局内からの遠隔保守・一元管理で、保守等の作業効率化を図ってきた。下部区間のみを用いた保守作業は、遠隔保守による効率化の流れに逆行。このような保守形態は採用すべきではない。  
また、上部区間を保守のみの利用に限定する場合であっても、上部区間を利用して遠隔保守を実施している以上、上部区間は現に利用されていることに変わりはないこと、また通常のドライカツパによる利用形態に比べても、減価償却費や保守費などのコスト的な差異がないことを踏まえれば、現行のドライカツパ接続料と異なる新たな接続料を設定する必要はない(NTT東西、NTT持株)

メタル回線の芯線利用率とドライカッパ接続料の推移



ドライカッパのサブアンバンドルの接続料水準への影響 (FTTR分に対応する上部区間のコストをドライカッパ接続料原価に算入する場合)

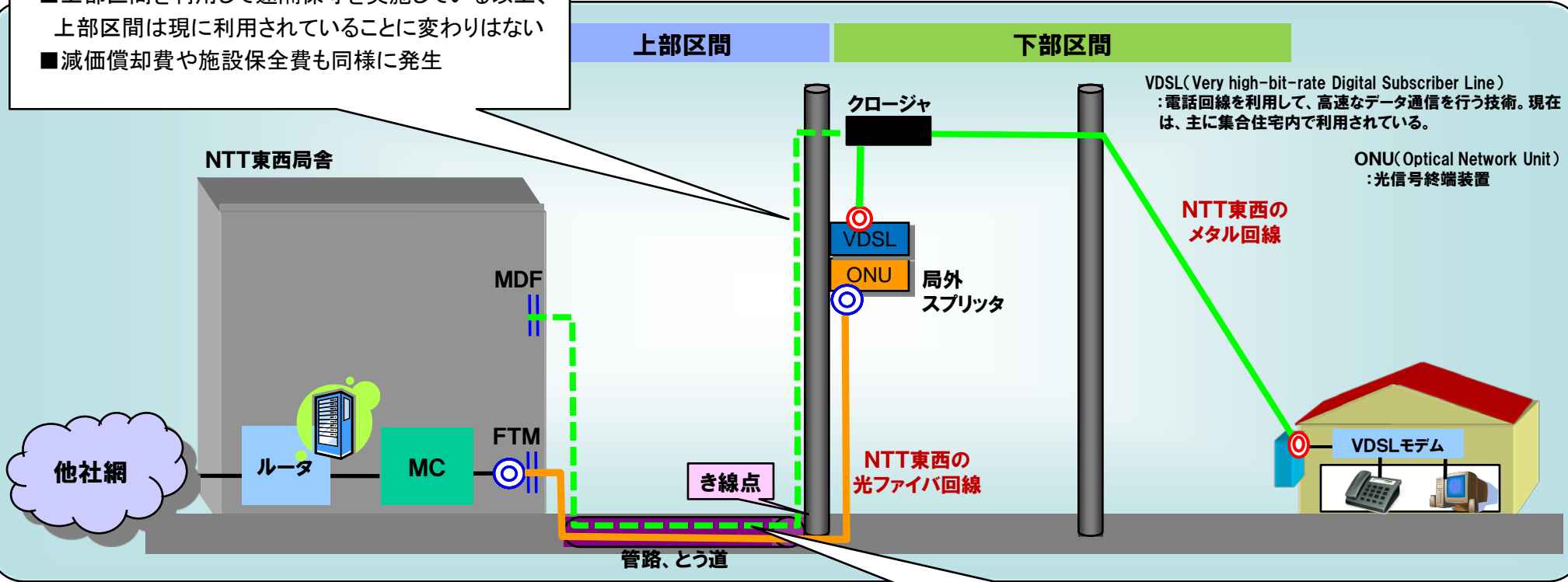


# 保守に係る上部区間の利用について

## NTT東西の主張

上部区間を保守のみの利用に限定する場合であっても、

- 上部区間を利用して遠隔保守を実施している以上、上部区間は現に利用されていることに変わりはない
- 減価償却費や施設保全費も同様に発生

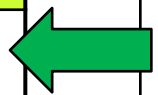


## 現行約款の例を参考に、保守対応用のメニューを作れないか？

	故障箇所の特典	故障の修理	
ラインシェアリング	DSL回線故障対応機能 (37円・月)	接続料込み	
ドライカップ	接続料込み	接続料込み	
ドライカップのサブ バンドルメニュー	上部区間	下部区間	上部区間
	接続料込み?	接続料込み	接続料込み?

## ソフトバンクの主張

- 上部区間の保守は、NTT東西が常時監視するのではなく、まずは接続事業者が障害等の検知、障害箇所等の特定を行った上で、NTT東西の役務区間の障害等と判断された場合のみ、保守対応を依頼し、NTT東西が上部区間を利用して保守を行う整理
- したがって、ドライカップの上部区間は、保守対応時の一時的利用にとどまる



■DSLサービスの利用者等からの申込みスキームについて、NTT東西と接続事業者の間で協議が行われてきたところであるが、現在、回線名義人の権利保護及び当該申込みスキーム実現のためのシステム改修費用の負担方法が問題となっているところである。具体的には、

- ①回線名義人の権利保護については、**回線名義人の意思に反する申込みが行われたときに**、当該回線名義人からの依頼に基づく**DSL契約の解除についてNTT東西と接続事業者のいずれが行うかなどの運用方法が問題**となっているが、この点についてどのように考えるか。
- ②**申込みスキームに係る改修費用については**、接続事業者からは、**ラインシェアリングの回線管理運営費に算入することで他の接続事業者を含めて負担する考え方が示されているが、この点についてどのように考えるか。**
- ③その他、当該申込みについて検討すべき事項はあるか。

### 各事業者の意見

#### ①回線名義人の意思に反する申込み

#### DSL事業者で行うことを基本とすべき

■DSLサービスの契約解除を伴う回線名義人からの解除受付等は、DSL事業者で行うことを基本とすべき。なぜなら、**DSLサービスは、DSL事業者の提供するサービスであり、その解除は、当事者が申告を受けて対応するのが最も自然であり、サービス提供事業者のあずかり知らぬところでサービスの解除がなされることは問題**(SB)

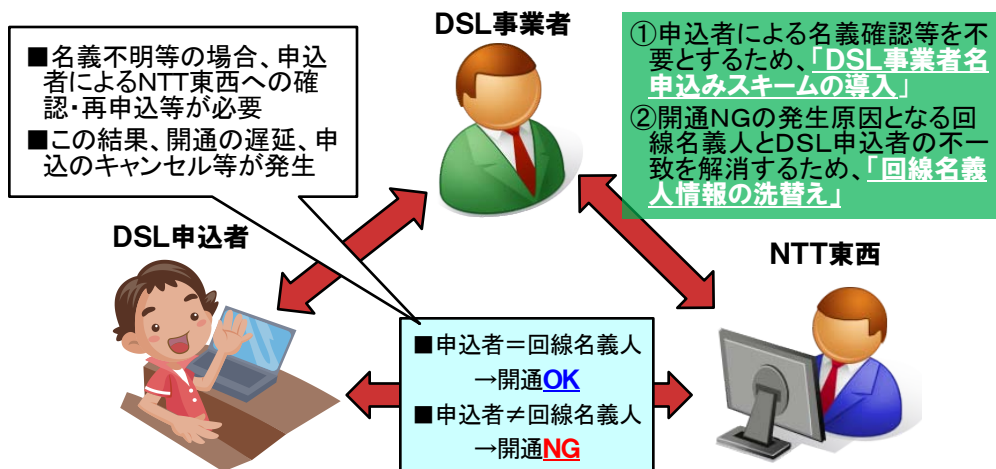
#### ②申込みスキームに係る費用負担

回線管理運営費で回収すべき(個別負担の場合は、回線管理運営費に差異を設定)

■**システム改修により、回線名義人名の照合作業が不要となる等、全てのDSL事業者の利便性向上に資する**ものであり、接続の基本機能としてラインシェアリングの回線管理運営費に算入して回収すべき。

**仮に**、システム改修費用を、当該システムを利用するDSL事業者から**個別に回収する場合は、システムを利用する事業者と利用しない事業者との間で回線名義人名の照合作業等で差異が生じ、接続料原価に差分が生じるので、回線管理運営費は両者に差異を設けるべき**(SB)

### DSL契約申込に係る問題



### 当該スキームを利用する事業者が個別負担すべき

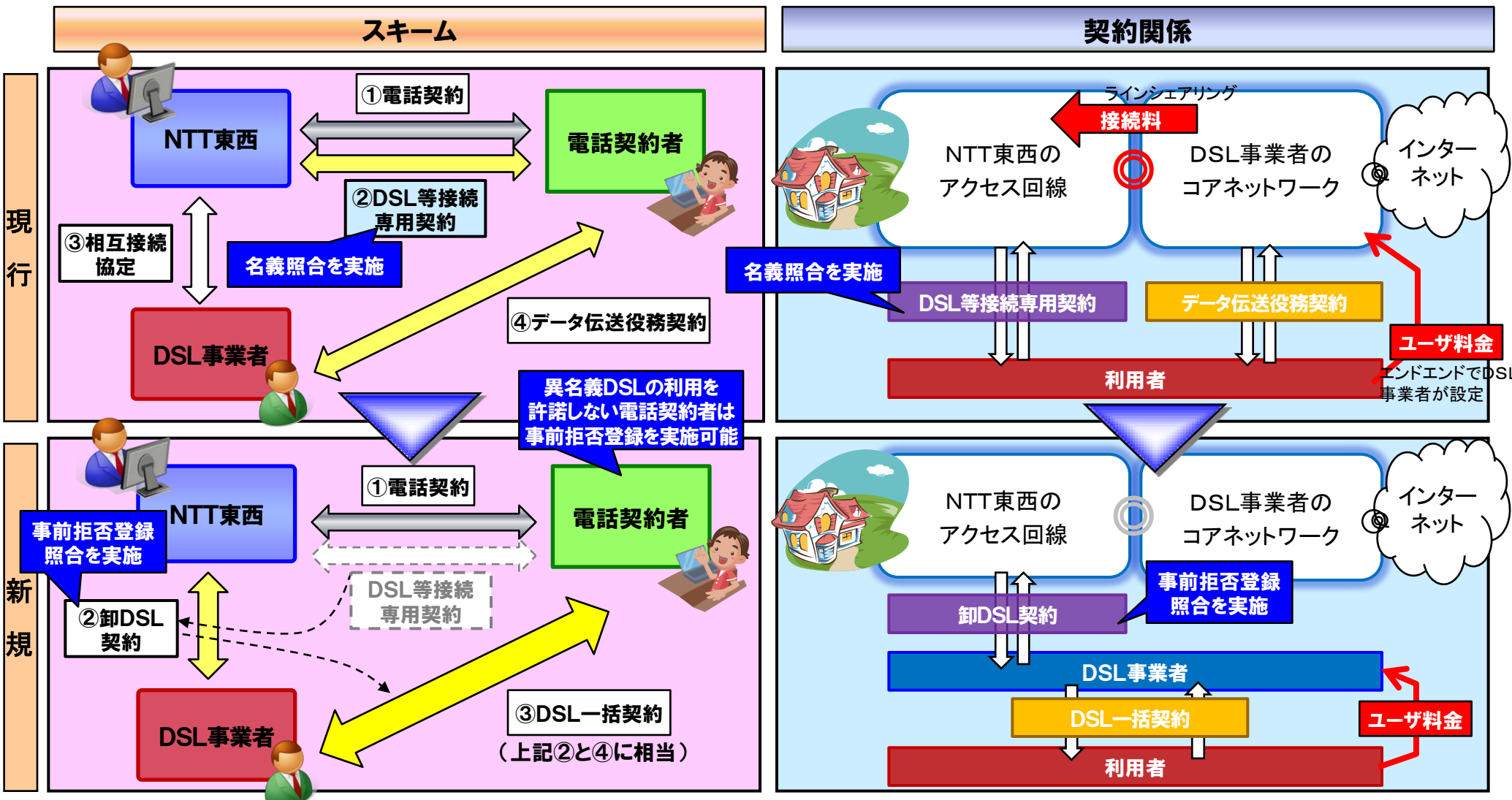
■システム改修費用をラインシェアリングの**回線管理運営費に組み込み場合、申込みスキームを利用しない事業者も当該コストを負担することとなり、受益者負担の原則に反する**。このため、当該スキームを利用する事業者のみが当該コストを負担するような運用施策とすることが適切(STNet)



# 電話重畳型DSL契約の事業者名申込スキーム

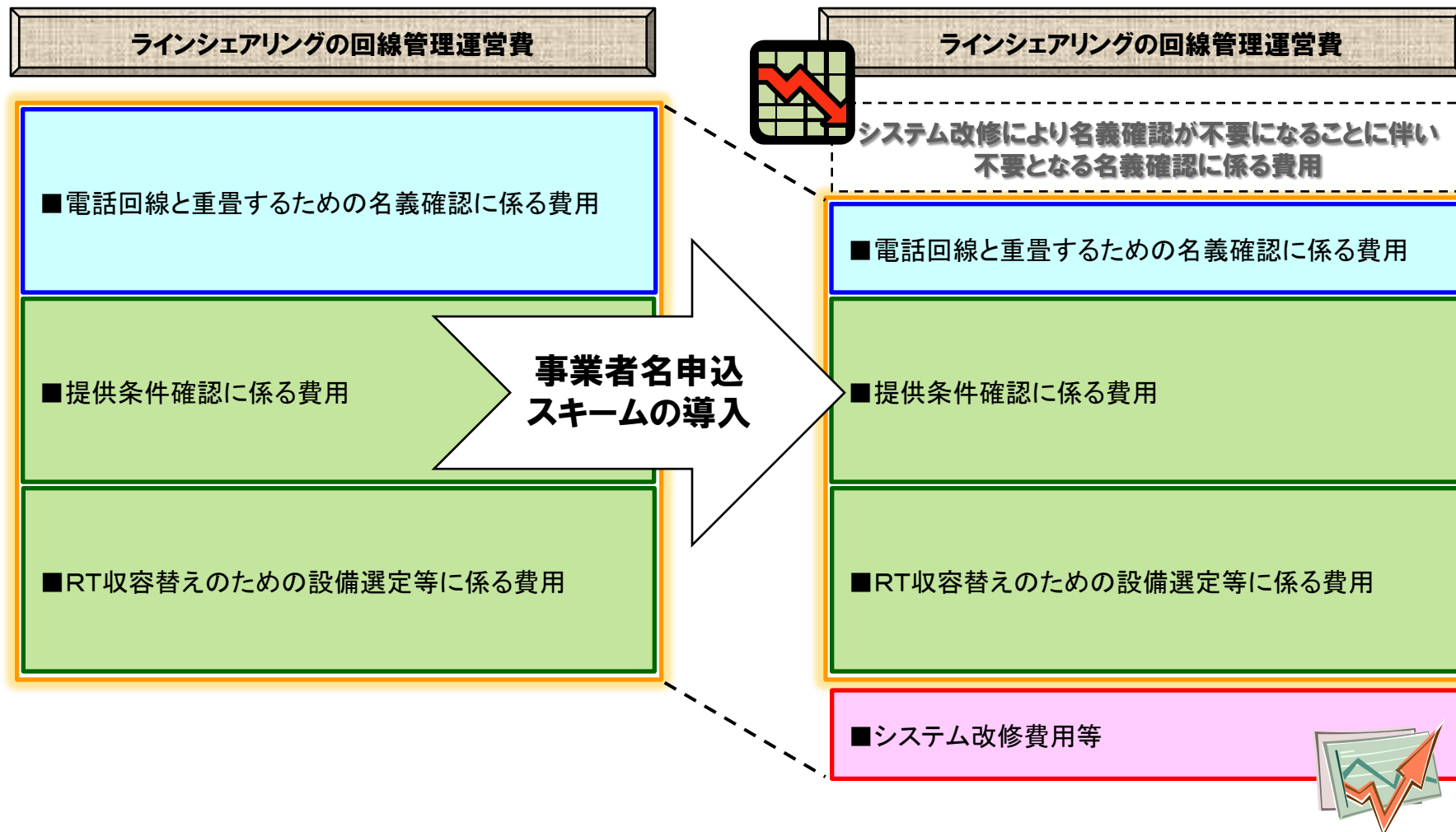
## 2. DSLサービス

- 電話重畳型DSL契約の事業者名申込の前提として、NTT東西とDSL事業者間のスキームが、相互接続協定から卸契約へ移行予定。
- これに伴い、電話契約者（DSL利用者）のDSLに係る契約の相手方が、「NTT東西及びDSL事業者」から「DSL事業者のみ」に移行する。



※異名義DSLについて、名義確認を行わないようにするため、事前拒否登録等を実施するための費用(新スキームの事前周知・システム改修等)が発生

## ■回線管理運営費にシステム改修費用等を算入する場合、システム利用者が否かで別料金にすべきか？



■事業者名申込みスキームを導入する場合、システム改修により名義確認が不要になることに伴う費用減とシステム改修等に伴う費用増の両面が生じることを踏まえ、事業者名申込みを行う事業者と行わない事業者の負担の公平性をどのように考えるか。

- 加入電話サービスの利用者に対し、回線名義人名の確認と必要な場合の訂正を効果的に促す仕組みとして、どのようなことが考えられるか。
- このような回線名義人の適正化について、NTT東西のみならず、競争事業者においても同様の取組が求められると思うが、この点についてどう考えるか。
- その他、回線名義人情報の適正化について検討すべき事項はあるか。

## 各事業者の意見

## ①回線名義人名の確認・訂正を効果的に促す仕組み

## 加入電話の料金請求書に回線名義人を記載

- NTT東西の回線名義人情報が常に最新のものとなっていないことにより、接続事業者において過大なコスト負担、開通遅延、申込みキャンセルによる機会損失及び申請手続の煩雑化等の問題が生じていることは、これまでの議論で明らか。  
具体的な取組として、まず、NTT東西は、加入電話サービスの料金請求書に回線名義人情報を記載し、個々の契約者が回線名義人情報を即時に確認可能とする運用を実施すべき。当該運用に当たっては、NTT東西が把握している回線名義人に対し、料金請求書への回線名義人情報の記載について直接了承を得る手続を取ることが必要。この手続の採用により、回線名義人情報の現行化が図られるメリットがある(SB)

## SBの提案は、個人情報・プライバシー保護の観点から実施には課題が多い

- 今回、ソフトバンクから料金請求書に回線名義人情報を記載して送付することをご提案いただきましたが、この方法では、回線名義人の名前をご本人以外の方にお知らせしてしまうこととなり、個人情報・プライバシー保護の観点から、実施するには課題が多く、ご提案いただいたソフトバンクにおいても、現在実施されていないとのことです。  
当社は、名義人不一致となる事象を解決するための代替策として、2年前から、ソフトバンク等のDSL事業者の名義によるDSLサービスの申込スキームを提案・協議し、昨年末以降、当該スキームを採用されるか否かについてDSL事業者のご判断をお待ちしているところです。当社としては、当該スキームが採用されれば、DSLサービスについての名義人確認に係る諸問題は解決されると考えています(NTT東西)

## ②競争事業者における同様の取組

## 他事業者も同様の取組が基本的に望ましいが、NTTと同様の取組は公平性に欠く

- 回線名義人情報の適正化は、NTT東西以外の事業者も同様の対応を取ることが基本的に望ましい。しかし、NTT東西以外の事業者は数年前にサービス開始したばかりで、回線名義人情報更新の必要性が極めて低く、また必ずしもNTT東西と同様の方法でなくても更新可能。そもそも本件の議論の発端は、未だに4000万という圧倒的な加入者数を有し、公社以来50年以上事業を継続してきたNTT東西のこれまでの不十分な対応にある。まずはNTT東西が自身のデータの最新化を最優先のものと位置付けるべきであり、その他事業者に対し、NTT東西と同様の対応を横一線で求めることはある意味公平性を欠く(SB)

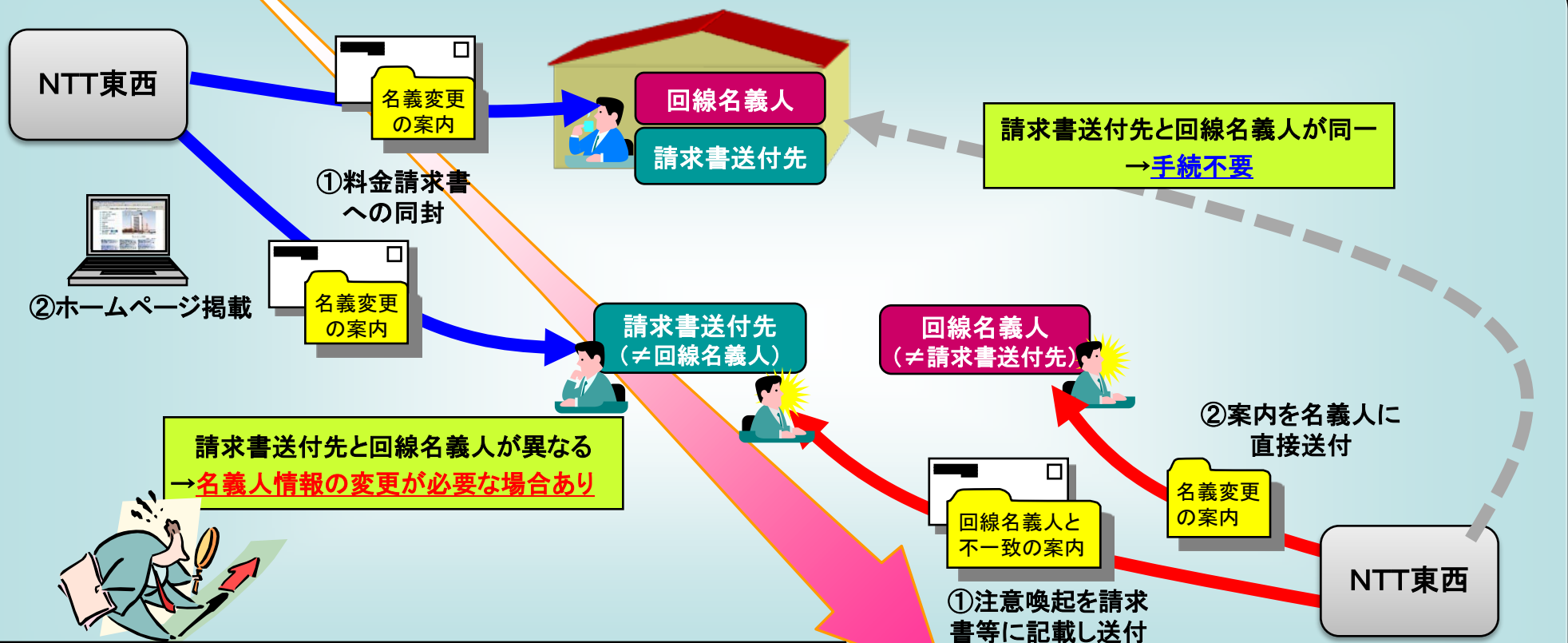
## 他事業者も含めて業界全体の取組が必要

- 最近では、事業者相互間の番号ポータビリティが増加しており、当社が他事業者に接続の申込みを行った際に回線名義人が一致せず、接続に支障が生じるケースが増加している。回線名義人情報の最新化は、当社だけでなく、他事業者を含め、業界全体として取り組んでいくことが必要(NTT東西)

NTT東西は、これまで対象を特定せずに、名義変更の案内を周知  
(その効果は限定的との見方が示されているところ)

■平成19年から、名義人情報の最新化の取組として、以下の取組を実施。

- ①請求書に同封している冊子(ハローインフォメーション)に名義変更の案内を掲載(東西各3回、各2,000万通)
- ②NTTのホームページのトップやWeb料金明細ページに、名義変更の案内を掲載(平成19年5月～現在)



■名義人情報の更新が必要となるのは、回線名義人と請求書送付先が異なる場合であること等から、例えば、以下のような取組を行うことについてどのように考えるか。

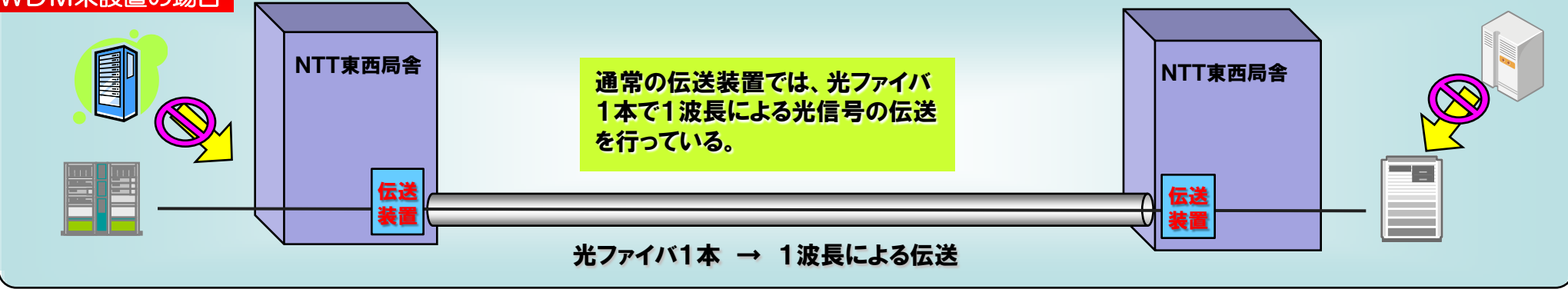
- ①回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して請求書送付先に通知(個人情報保護の観点から、名義人の氏名等は記載しない)
- ②名義変更の案内を回線名義人に直接送付(併せて、請求書送付先に、回線名義人の氏名等を通知してよいかを確認)

回線名義人情報の洗い替えを促進するため、  
対象を特定した周知方法を採用することについて  
どのように考えるか？

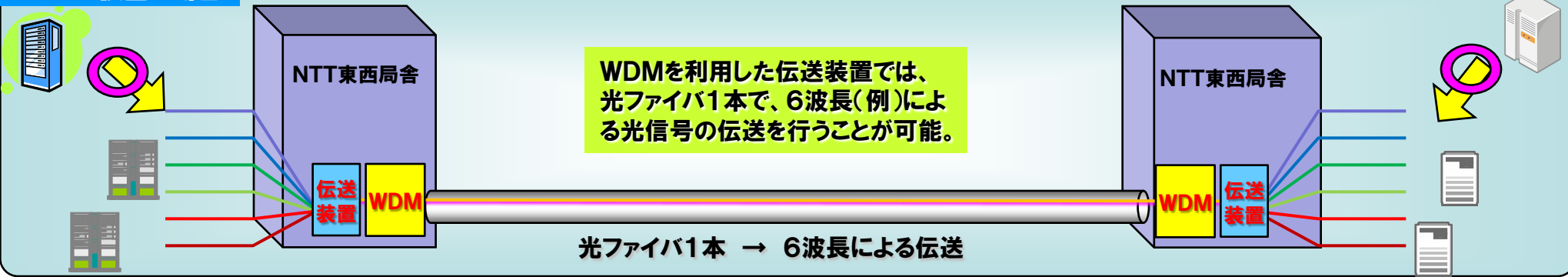
# WDM(波長分割多重方式)について

■ WDM(波長分割多重方式)とは、異なる波長の光信号を光ファイバに重畳させることにより、複数の波長による光信号の伝送を可能とするもの。光ファイバの設置芯線数の少なく、空き芯線の無い地方部等での利用が要望されている。

## WDM未設置の場合



## WDMの設置の場合



## ■WDMの利用に関する論点

**既設WDMの利用**

■WDM装置の既設区間については、1芯を波長分割した結果として空き波長が生じている場合があるとも考えられるが、ネットワークインフラの利活用を図る観点から、波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することについてどのように考えるか。

**WDM未設置区間での利用**

■WDM装置が設置されていない区間について、非ブロードバンド地域における基盤整備等の観点から、WDM装置の設置を義務付けることについて、新たな投資負担やWDMの新設に伴う既存利用者の収容替えの問題が生じること等を踏まえ、どのように考えるか。

① **WDM装置の既設区間**については、新たな投資負担や既存利用者の収容替えの問題が生じないと考えられ、1芯を波長分割した結果として空き波長が生じている場合があるため、ネットワークインフラの利活用を図る観点から、

ア **波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することについてどのように考えるか。**

イ 仮にルール整備が必要な場合、**接続料の算定上、1芯を波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯は、同一の単位として捉えるべきか。**また、**その他接続料算定上の課題はあるか。**

ウ WDM装置の既設区間に波長分割により空き波長が存在している場合でも、現在はDランク区間となるため、接続事業者は当該空き波長の存在が把握できない状況となっている。仮にルール整備が必要な場合、**WDM装置の既設区間についてどのような情報の開示が必要か。**

## 各事業者の意見

### ① WDM既設区間の中継ダークファイバの貸出ルール整備の必要性

#### ルール整備が必要・有用

- **非ブロードバンド地域のブロードバンド化の最大の阻害要因は、中継ダークファイバの空き芯線がないこと。都市部のダークファイバの過剰保留とは全く別問題。** WDM既設区間の貸出ルールを約款として整備が必要(関西ブロードバンド)
- 接続事業者は、WDM装置で波長分割された中継ダークファイバを利用することで、中継ダークファイバの空き芯線がない区間の解消、ひいてはサービスエリアの拡大が可能となるため、WDM装置の既設区間について、波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することは有用(SB)
- 波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することは、ネットワークインフラの利活用を図る観点から検討に値する(KDDI)
- **中継ダークファイバの空き芯線がない区間は依然として存在し、当社を含む接続事業者にとってサービス展開を進める上で支障**となっている。よって、WDMの既設区間において空き波長が生じている場合の貸出ルールを整備することに賛成(ウィルコム)

#### ルール整備は時期尚早

- 現在に至るまで、**中継ダークファイバのDランク区間の代替手段の提案要望が僅少**であり、**更に既設WDM装置の提供に関する接続事業者のニーズも明らかになっていない**ことを踏まえれば、既設WDM装置の利用に係る提供条件等を接続約款に規定する等のルール化は時期尚早であり、当面、現行どおり中継ダークファイバのDランク区間における代替手段の一つとして提案することが適当(NTT東西)

## ② 接続料算定上の課題(波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯の同等性等)

## 1波長と1芯は、同一の単位として捉えるべき

- 1芯を波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯は、同一の単位として捉えるべき(関西ブロードバンド)
- 波長分割された1波長も、波長分割されていない1芯も、**利用事業者の得られる効果は、エリア展開等の観点から大きな差異はない**とともに、**WDM装置を経由するか否かは、ある区間の最適なルートを選択した結果として偶発的に発生するもの**であるため、両者を同一の単位として捉えることに特段の問題はない(SB)

## 1波長と1芯は、同一の単位として捉えるべきではない

- 中継ダークファイバを**1芯利用する場合、他事業者は自社の利用目的に応じた最適な伝送装置を選択・設置することにより、自由に伝送方式や伝送容量を設定・変更することが可能**です。例えば、WDM装置を設置すれば、何波長でも自在に利用波長数を設定し、波長毎に伝送容量を自由に設定・変更することが可能です。  
一方、**当社のWDM装置で波長多重した1波長を利用する場合、伝送容量や伝送方式等は当社のWDM装置の仕様によって限定**されます。また、**当社のWDM装置は中継区間によって種類が異なるため、例えば、ある区間では50MのSTM方式、ある区間では10Gのイーサ方式といったように、中継区間毎に利用できる伝送容量や伝送方式が限定**されることとなります。  
このように、**中継ダークファイバの1芯と当社WDM装置による波長分割した1波長(この中でもWDM装置の種類によって伝送容量等が異なる)では、利便性や効用が異なることから、両者を同一の接続料設定単位として取り扱うべきではない**と考えます(NTT東西)

## WDM装置の費用は、接続料原価に含めるのが望ましい

- **WDM装置の費用について、中継ダークファイバの接続料原価に含めるか、個別負担にするのかは、効果の同等性や偶発性を考慮すると、前者の方が望ましい**。しかし、その結果、中継ダークファイバ全体のコストが大幅にあがるのは好ましくないため、NTT東西がWDM装置を設置している区間、台数、コスト等の情報を基にした試算結果等の具体的な想定金額を踏まえた上で、負担の在り方について検討すべき(SB)

## WDM既設区間の貸出しは、個別区間の実情を反映したものになりたい

- 今後、WDM既設区間の貸出要望があった場合、**区間によって設置されているWDMの種類や容量、空き波長の状況等は区々**であるため、個別区間の実情を反映したものになりたい(NTT東日本)
- 接続事業者が既設WDM装置を利用する場合、新たにインターフェースパッケージの設置が必要となるが、その費用は当該事業者の個別負担が必要(NTT西日本)

## WDM装置の既設区間の利用は、極めて高額(過剰な設備仕様)

- **WDM装置の既設区間の利用は、極めて高額な料金設定であるために、実態としては利用出来ないのが現状**(第2回合同ヒアリングの弊社資料P4青線枠内②)。  
当該WDMは、DWDM(高密度波長分割多重の略で、数十~数百以上の多重化を行う)であり、**モジュール単位での貸出しを想定しているが、1モジュール当りの帯域容量が10Gbpsと大きく、ゼロ地域解消事業に必要な帯域容量の100Mbpsと比較すると、余りにも過剰な設備仕様であり、極めて高額な料金設定に結びつく理由**であると考える。  
将来的にNTT東西殿が既設のWDMを更改される場合、貸出されたモジュールの更改も余儀なくされ、その際には追加負担を求められている(関西ブロードバンド)

## ③ WDM既設区間に関する情報提供について

## WDM装置の設置区間、波長の空き情報等について事前の情報開示が必要

- WDM設置区間、貸出可能波長数(ランク表記)を事業者の開示(関西プロードバンド)
- WDM装置の設置区間、波長の空き情報、接続インターフェース、インターフェースパッケージの有無、経路情報等の開示が必要(SB)

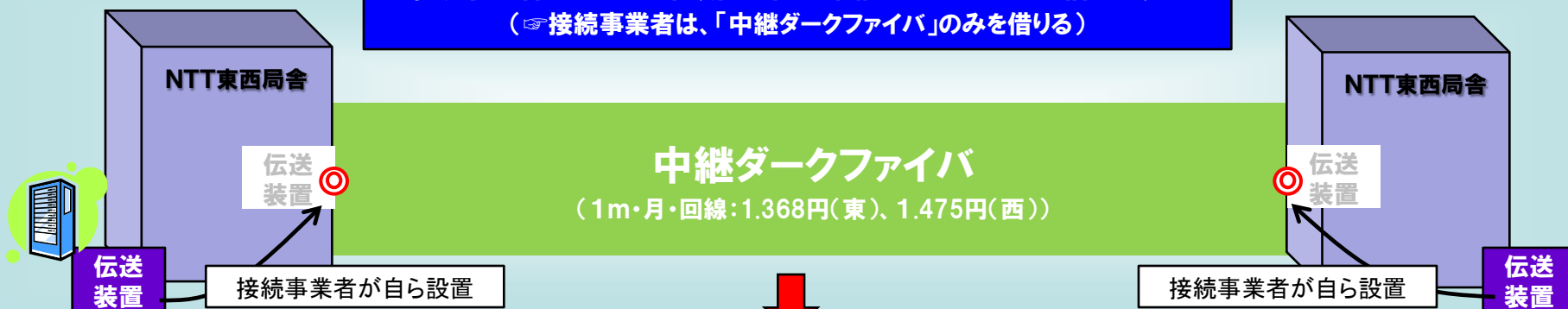
## 事前の情報開示よりも、個別要望への対応の方が費用も少なく現実的な方法

- 空き波長がある既設WDM装置があるか否かは、接続約款に規定した中継光ファイバの空きが無い区間における代替手段のコンサルティング手続きの一環として、調査実費をいただいで回答しています。

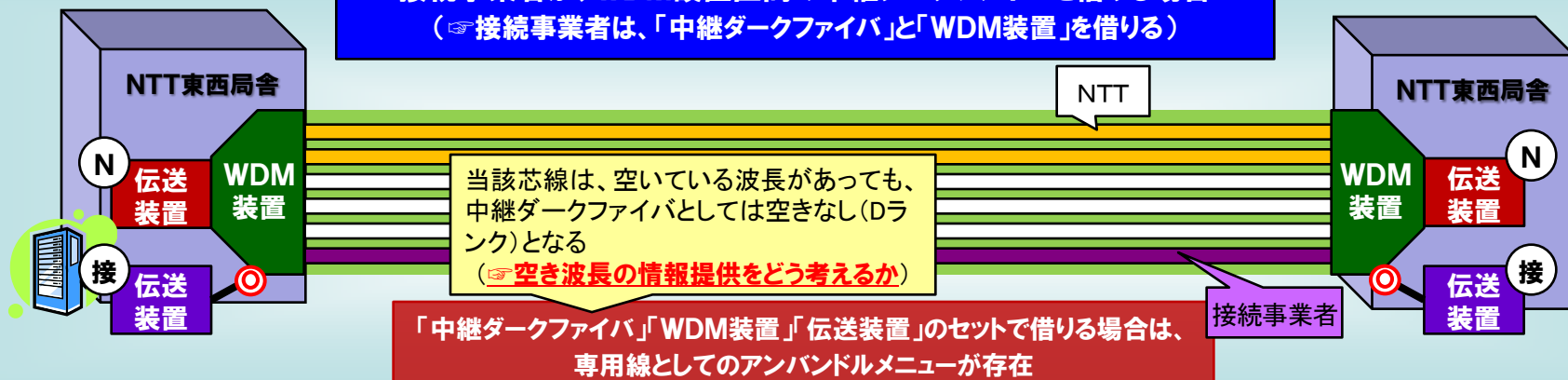
なお、事前に全ての情報開示を行うにあたっては、全中継区間におけるWDM装置の設置・空き状況を把握し、その状況が変動する都度、情報を更新することになるため、システム化が不可欠であり、相当のコストと期間が必要になることから、当該コストの負担方法にもよりますが、調査費用やWDM装置の貸し出し料金がかなり高額なものとなる、あるいは、中継ダークファイバ接続料の値上げを招くことが想定されます。これまでに代替手段のコンサルティングを要望されたのが2社であることを踏まえると、現時点においてコストのかかるシステム化を行うよりも、個別の調査要望に対して対応させていただく方が他事業者様にご負担いただく費用も少なく済み、現実的な方法であると考えます(NTT東西)



接続事業者が、WDM未設置区間の中継ダークファイバを借りる場合  
 (☞ 接続事業者は、「中継ダークファイバ」のみを借りる)



接続事業者が、WDM設置区間の中継ダークファイバを借りる場合  
 (☞ 接続事業者は、「中継ダークファイバ」と「WDM装置」を借りる)



### (案1) WDM装置のコストを含め中継ダークファイバ接続料を設定する案

- 接続料原価に、中継ダークファイバのコストだけでなく、WDM装置のコストも加えることにより、WDM装置設置区間・未設置区間を区別せずに中継ダークファイバの接続料を設定する案。
- この場合、1) 波長分割後の1波長と1芯を区別せずに扱うことの可否、2) WDM装置の設置区間と未設置区間では、接続料の設定単位が異なること(前者: 通信速度、後者: メートル)が想定されることについてどのように考えるか。

### (案2) 中継ダークファイバとWDM装置は別々に接続料を設定する案

- WDM装置の設置区間に係る1芯当たりの中継ダークファイバ接続料(全区間共通)と、WDM装置の接続料(個別区間ごと)をベースに、接続事業者が利用する波長分に相当する割合を接続料として設定する案。
- この場合、1) WDM装置の接続料を個々の区間ごとに設定することの適否、2) 「利用している波長分に相当する割合」の設定方法(「利用波長数/当該区間の総波長数」or「利用波長数/当該区間の利用波長総数」)についてどのように考えるか。

② WDM装置が設置されていない区間について、非ブロードバンド地域における基盤整備等の観点から、Dランクを解消するためにWDM装置の設置を義務付けることについて、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

ア 他に代替手段が存在している場合は、WDM装置の設置は必ずしも不可欠とは言えないときもあること

イ 他方、他に代替手段が存在しない場合又は他の代替手段がWDM装置の設置と比べてコスト面で現実的でない場合もあること

ウ 新たな投資負担や既存利用者の収容替えの問題が生じること

エ 他方、ウは、WDM装置のコスト負担の方法(中継ダークファイバの接続料原価に算入又は個別負担)の問題であり、また既存利用者の収容替えによるサービス断は、従来の工事でも同様に発生していること。

## 各事業者の意見

### ① WDM装置の設置の義務付けについて

#### WDM装置の設置を義務付けるべき

■ WDM装置の設置以外に代替手段が存在しない場合、又は他の代替手段がWDM装置の設置と比べてコスト面等で現実的でない場合があることを考慮すると、NTT東西に対し、WDM装置の設置を義務付けるべき。なお、設置に係る新たな投資負担や既存利用者の収容替え等の問題は、適切なコスト負担と回線借用の実施により回避可能(SB)

■ 代替手段が、WDMより経済的である場合はWDMは不要。CWDM等比較的短距離の波長多重度の少ないWDM装置なら低コストで実現可能。原則受益者負担だが、国・地方公共団体による補助金も考慮すべきであり、既存利用者の収容替えは、道路工事によるファイバ接続断等と同様に考えれば、WDM導入の阻害要因にならない(関西ブロードバンド)

#### WDM装置の設置を義務付けるべきではない

■ WDM装置の設置義務化は、当社が自ら利用する予定のない設備を新たに設置することを強制するものであり、現行の接続ルールが既存設備の貸出を前提としたものである以上、採用されるべきではない(NTT東西)

■ 中継ダークファイバは、NTT東西の独占性の根源でなく、ある程度の加入者が集約された部分に設置する設備であることから、コスト的に見ても他事業者が敷設することも十分に可能。このため、NTT東西の設備に余裕がある場合に貸すという現在の制度を維持すべきであり、現行制度の下で設備競争を行っている事業者の公平な競争条件を阻害するような設備開放施策は不要(STNet)

## WDM装置の新設は、コンサルティングの対象外

■ 現在、コンサルティングの対象となるWDMは、現行ルール上の余剰設備に該当する既設のWDMであり、NTT東西殿が保有する中継伝送路全体の中では極めて限定的な区間であると考えます。

従って、余剰設備に該当しない新設のWDMは、コンサルティングの対象外となっております。(関西プロードバンド)

## 他に有効な手段がない場合は、国等の費用負担を前提にWDM装置の新設も検討

■ 今なお非ブロードバンド地域として残されている地域は、当社を含めた民間企業だけではその解消が困難な地域が多く、アクセス区間だけでなく、中継区間のインフラ設備も含めて国や自治体等の支援によって基盤整備を進めていく必要があると考えます。

当社としては、当該地域のブロードバンド化にあたって、国や自治体等において当該費用を支援していただくことを前提に、最適な解決策を見出すための技術的な検討を行い、設備構築や運用面で全面的に協力させていただく考えですが、従来のサービス拡充を見据えたブロードバンド基盤を整備するという観点から、貴重な資金を収容替えに伴うお客様・他事業者様対応費用として使うよりも、中継ダークファイバ等のインフラ設備の構築・整備に使うほうが望ましい場合が多いものと考えます。

ただし、中継ダークファイバ等のインフラ設備を新たに構築・整備することが経済的にみて現実的ではなく、他に有効な手段がない場合には、国や自治体等において費用負担していただくことを前提に、WDM装置を設置することについても検討する考えです。なお、その場合、前述のとおり当該区間には空き芯線がないため、既存のお客様や他事業者様の収容替えが必要となりますので、その費用についても国や自治体等においてご負担いただきたいと思います(NTT東西)

## ② 余剰芯線・過剰保留芯線について

## 予備芯線・試験用芯線概念を開示し、予備芯線・過剰保留芯線を開放すべき

■ 情報開示がおこなわれていない現状では「未利用か過剰保留か、或いは、内部留保かは、なかなか判断しにくい」のが現状で御座います。

従って、判断基準については、現行の情報開示(開放を対象とするDFの設備状況、全芯線数に対する空き芯線数)と同様に、客観的な情報を開示して頂く必要があると考えます。

また前項と同様、商用利用など別用途への転用が可能な、予備芯線や保守用芯線などに対する保有数の定義や、それに対する情報開示がおこなわれるべきであると考えます。

これら現行ルールの部分的な不透明性から生じる、過去の事業者間紛争の事例や業界内の暗黙知など、今後は一掃されるものと期待(関西プロードバンド)

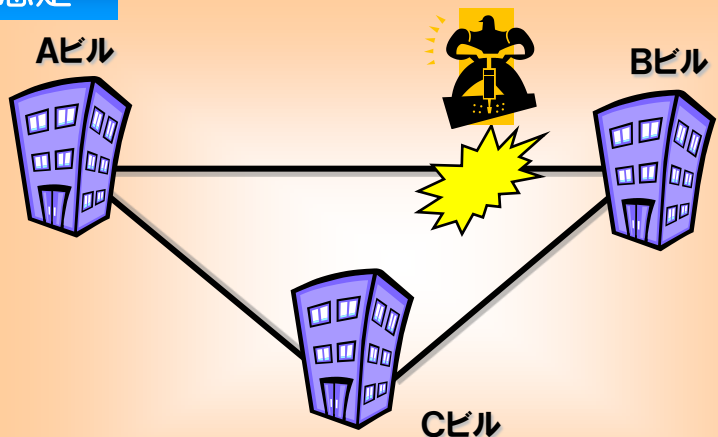
## 利用予定のない芯線は確保していない

■ 当社の場合、当社サービスに係る将来需要やエリア展開を踏まえた上で、利用予定がある必要最小限の中継ダークファイバ芯線を確保していますが、不要な芯線は全て開放しているため、利用予定のない芯線を確保していることはありません(NTT東西)

■ 中継ダークファイバについては、ネットワークの冗長性を確保しサービスの信頼性向上を図ることは、利用者利便の確保の観点から重要であるため、接続事業者から、現在、異経路構成が確保されているかどうかを確認できるように、経路情報等の開示が要望されている。

各事業者は、ネットワーク構築にあたり、ケーブル切断等のリスクを回避するため、異ルートを確認している。

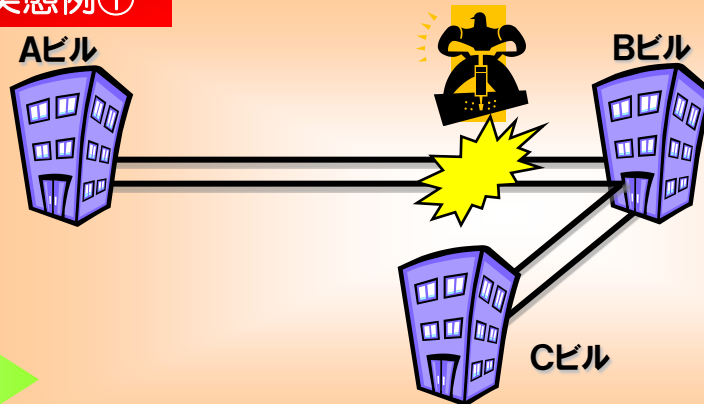
想定



AB間でケーブル断等の事故が発生した場合、A→C→Bによる異ルートを使用することによりサービス提供を継続できる。

しかし、実際には、一部区間が同一管路に収容されていたり、他のビルを経由している可能性があり、ネットワークの冗長性が確保のためには正確な情報が必要。

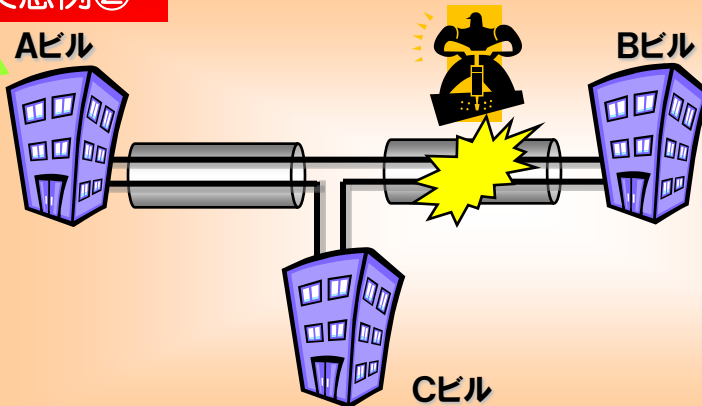
実態例①



A→C間のケーブルが、Bビルを経由している可能性。

経由ビル名の情報が必要

実態例②



A→B間とC→B間のケーブルは一部同一区間の管路に収容されている可能性。

同一管路等に収容されている重複区間の情報が必要

論点

- ケーブルの経路するビル情報や重複区間等の情報の開示について、NTT東西のセキュリティ上の問題に留意した上でどのように考えるか。
- 仮に異経路構成を確認又は保証する仕組みが必要な場合、具体的にどのような確認方法が考えられるか。
- セキュリティ上の問題のほかに、異経路構成を確認又は保証する仕組みが設けられない理由はあるか。

## ②中継ダークファイバに係る経路情報の開示

■ **中継ダークファイバについて、異経路構成を確認する仕組みを設けることについてどのように考えるか。更に、異経路構成の確認に加えて、異経路構成を保証する仕組みを設けることについてどのように考えるか。**

- ア 新規に借りる中継ダークファイバ
- イ 既に利用している中継ダークファイバ

■ **仮に異経路構成を確認又は保証する仕組みが必要な場合、具体的にどのような確認方法が考えられるか。また、セキュリティ上の問題のほかに、異経路構成を確認又は保証する仕組みが設けられない理由はあるか。**

■ **その他、検討すべき事項はあるか。**

### 各事業者の意見

#### 新規・既存にかかわらず、異経路構成を確認・保証する仕組みが必要

- 同一区間で異ルートを選択できるよう、新規・既存にかかわらず、異経路構成を他事業者が確認できるようなルール整備が必要。仮に、NTT東西にセキュリティ上の問題があり、競争事業者にそれらの情報を回答できないのであれば、少なくとも異経路構成が取られていることをNTT東西が保証する仕組み等が必要(KDDI)
- 現状、接続事業者は、異経路構成が確保できているかについて事前に確認することができず、開通後の道路掘削工事等によるケーブルの切断事故で偶発的にしか認識できないことから、予めネットワークの冗長性を確保しサービスの信頼性を向上させるため、新規に借りる中継ダークファイバと既に利用している中継ダークファイバの両方に関し、異経路構成を確認・保証する仕組みが必要(SB)

#### 既に利用している中継DFの異経路構成の確認は実施している

- 既に利用いただいている中継ダークファイバの異経路構成の確認は、**他事業者に調査費用を負担いただくことを前提に、他事業者の要望内容に応じた調査を実施**（対応実績：NTT東西それぞれ2件ずつ）しており、今後もこれまでと同様の対応をさせていただく考え(NTT東西)

#### 新規利用の中継DFも将来に渡る保証は困難だが、可能な範囲で異経路構成を確保

- **支障移転等により経路が変更され異経路が維持できなくなる可能性があることから、将来にわたり異経路構成を保証することは困難**だが、**利用開始時だけでも可能な範囲で異経路構成を確保して欲しいとの要望であれば、提供費用の負担及び将来にわたる保証でないことを前提に、提供条件等を協議する**考え(NTT東西)

## 異経路構成の確認・保証の手段

### ①経路情報の事前開示



➤接続事業者にとって、ネットワークの冗長構成が事前に確認できるため、サービスの安定的な提供を確保される。

以下の点を踏まえ、経路情報の事前開示についてどのように考えるか。

- 経路情報のデータベース化に一定のコストが発生
- 事前情報開示をしても、事業者の個別要望に応じるためには、個別調査が必要となる可能性
- 加えて、経路情報の開示は、セキュリティ確保上の問題も懸念

### ②異経路構成の確認



➤経路情報の事前開示は行わないが、接続事業者の要望に応じて、個別に経路の冗長構成が確保できているかどうかを確認する。

NTT東西は、現在も既に実施

- 個別調査を実施する場合の費用・手続について透明性を高めることについてどのように考えるか。

### ③異経路構成の保証



➤経路の冗長構成を確認するだけでなく、確認後も継続して冗長構成が確保されることを保証する。

- 支障移転等もあり、将来に渡り異経路構成を保証することは困難。

- 異経路構成の確認後、同構成が確保できなくなる時点で、接続事業者に通知するなどの仕組みを設けることについてどのように考えるか。

# その他の検討項目

■ **その他、FTTxサービス、DSLサービス等について検討すべき事項はあるか。**

## 各事業者の意見

■ **シェアアクセスの1分岐単位の接続料設定について、早期実現を図るべく検討を進めるべき**

■ **FTTHの早期普及に向けた公正競争環境整備のため、シェアアクセスの一分岐単位の接続料設定について、早期実現を図るべく検討を進めるべき (KDDI・SB)**

■ **光ファイバ接続料、PSTN接続料について、その他の諸課題より優先して抜本的な見直し議論に早急に着手すべき**

■ **今回の接続料の議論の対象は、ドライカップのサブバンドルに限られているが、実際には、ドライカップそのものの接続料水準の上昇、光ファイバやPSTNの接続料水準等、多数の議論すべき問題が顕在化している状況。今回の議論において、光ファイバ接続料やPSTN接続料について既に議論済みと整理するのではなく、その他の諸課題よりも優先し抜本的な見直し議論に早急に着手すべきであり、ひいてはNTT組織問題等の検討にも取りかかるべき (SB)**

■ **接続ルールの在り方等については、IP化の進展や光アクセスへの移行といった市場環境の変化を踏まえて見直すことが必要。その際、固定系については、レガシー系サービスの接続料上昇という問題と、今後主流となるサービスの公正競争環境確保の課題に取り組むため、NGNを含むNTT東西のネットワーク全体のコストを見据えて、接続料算定の在り方やFTTHに係る接続ルールを総合的・政策的に見直すことにより、競争を機能させることが必要 (KDDI)**

■ **PSTNに関連する接続料については、社会的影響を考慮すると、上昇を抑制させるような算定方法を含めた見直しのための検討が必要**

■ **PSTNのドライカップ回線の接続料は、平成18年度以降上昇基調に転じており、今後光IP網への移行が進展することにより、ドライカップを利用した回線数の減少傾向が続くことを考慮すれば、更なる上昇が想定。平成23年度には、接続事業者が提供している直収電話サービス(メタルプラス・おとくライン)の基本料金を超える程の水準の料金となってしまう、利用者への影響が懸念される。**

PSTNに関連する接続料については、社会的影響力を考慮すると上昇を抑制させるような算定方法を含めた見直し(激変緩和措置でもよい)のための検討が必要。また、その見直しの中で、具体的な移行計画を示さないまま、PSTNとIP網の二つのネットワークを稼働させることで発生するネットワーク維持コストに対して、NTT東西に対してコスト削減インセンティブを働かせる仕組みの検討も非常に重要な観点。

このような議論は、2010年に予定されているNTT東西組織問題の検討まで先延ばしされるのではなく、すぐに検討を開始しなければならない喫緊の課題であると認識(イー・アクセス)